

# 那須塩原市地域防災計画

(令和元年度改訂版)

## 新旧対照表

(案)

市民意見募集 (パブリックコメント)

令和元年12月23日～令和2年1月23日

# 目 次

## 風水害等対策編

第1章 災害予防対策 .....	2 ~ 15
第2章 災害応急対策 .....	15 ~ 29
第3章 復旧・復興 .....	29 ~ 30

## 震災対策編

第1章 災害予防対策 .....	30 ~ 38
第2章 災害応急対策 .....	38 ~ 50
第3章 復旧・復興 .....	50 ~ 51

## 火災対策編

第1章 災害予防対策 .....	51 ~ 52
第2章 災害応急対策 .....	52
第3章 復旧 .....	52

## 火山災害対策編

第1章 災害予防対策 .....	52 ~ 53
第2章 災害応急対策 .....	53 ~ 54
第3章 復旧・復興 .....	54

## 原子力災害対策編

序章 .....	54 ~ 55
第1章 災害予防対策 .....	55
第2章 災害応急対策 .....	55
第3章 復旧・復興 .....	55 ~ 56

該当部分	修正案	現行
------	-----	----

## 風水害等対策編

第1章 第1節	<p><b>第1章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 防災意識の高揚</b></p> <p><b>第1 市民に対する防災意識の高揚</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 防災知識の普及啓発推進</b></p> <p>市（総務部）及び消防本部等（消防本部、消防署及び消防分署をいう。以下同じ。）は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。</p> <p>また、<u>県と連携し、家庭で普段からできる防災対策について、市民へ周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動について周知を図る。</u></p> <p>さらに、<u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市（総務部）は、日頃から市民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>(1) 普及啓発活動</p> <p>ア 主な普及啓発活動</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 電話帳（<u>NTT防災タウンページ、NTTハローページ</u>）における避難場所等防災知識の普及</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>イ 消防団員（水防団員）、地域消防防災活動協力員、<u>防災士</u>等による防災普及啓発活動の促進</p> <p>市（総務部・各支所）及び消防本部等は、消防団員（水防団員）、地域消防防災活動協力員、<u>防災士</u>等による地域における防災普及啓発活動を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水</p>	<p><b>第1章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 防災意識の高揚</b></p> <p><b>第1 市民に対する防災意識の高揚</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 防災知識の普及啓発推進</b></p> <p>市（総務部）及び消防本部等（消防本部、消防署及び消防分署をいう。以下同じ。）は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。</p> <p>また、_____</p> <p>_____</p> <p>_____避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市（総務部）は、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>(1) 普及啓発活動</p> <p>ア 主な普及啓発活動</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 電話帳（_____NTTハローページ）における避難場所等防災知識の普及</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>イ 消防団員（水防団員）、地域消防防災活動協力員_____等による防災普及啓発活動の促進</p> <p>市（総務部・各支所）及び消防本部等は、消防団員（水防団員）、地域消防防災活動協力員_____等による地域における防災普及啓発活動を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水</p>
------------	--	---

該当部分	修正案	現行
	害等発生時にとるべき行動、避難場所等の周知を行い、防災知識の普及を図る。 ウ (略) (2) (略) 3 (略) 第2～第6 (略)	害等発生時にとるべき行動、避難場所等の周知を行い、防災知識の普及を図る。 ウ (略) (2) (略) 3 (略) 第2～第6 (略)
第1章 第2節	<b>第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化</b> 第1・第2 (略) 第3 消防団（水防団）の活性化の推進 (略) ア 消防団活性化総合計画の策定 イ 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実 ウ 消防団員に対する各種教育訓練の実施 エ 女性消防団員、機能別消防団員の加入促進事業の実施 オ 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報等 第4～第8 (略)	<b>第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化</b> 第1・第2 (略) 第3 消防団（水防団）の活性化の推進 (略) ア ___団活性化総合計画の策定 イ ___団活動に必要な各種資材の整備・充実 ウ ___団員に対する各種教育訓練の実施 エ 女性___団員、機能別___団員の加入促進事業の実施 オ 地域住民に対する___団活動や加入促進の広報等 第4～第8 (略)
第1章 第3節	<b>第3節 防災訓練の実施</b> (略)	<b>第3節 防災訓練の実施</b> (略)
第1章 第4節	<b>第4節 避難行動要支援者対策</b> 第1 (略) 第2 地域における避難行動要支援者に対する安全性の確保 (略) 1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成 (1)～(3) (略) (4) 避難行動要支援者名簿の管理 <u>市（保健福祉部・各支所）は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u>	<b>第4節 避難行動要支援者対策</b> 第1 (略) 第2 地域における避難行動要支援者に対する安全性の確保 (略) 1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成 (1)～(3) (略)

該当部分	修正案	現行
	<p>3～9 (略)</p> <p><b>第3 要配慮者利用施設等における安全性の確保</b></p> <p><b>1 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報提供等</b></p> <p>市(総務部・建設部・保健福祉部・各支所)は、<u>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)</u>について、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路等の周知を行い、警戒避難体制を確立するなど防災体制の整備促進に努める。</p> <p>県(保健福祉部・教育委員会事務局・その他部局)及び市(総務部・建設部・保健福祉部・各支所)は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、<u>避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</u></p> <p><b>2 防災教育・訓練の充実</b></p> <p>市(保健福祉部・各支所)は、要配慮者利用施設の管理責任者に対し、<u>非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど震災時の避難対策を推進するよう指導する。</u></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>第4 (略)</b></p> <p><b>第5 在市外国人に対する対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 災害時における外国人への情報提供</b></p> <p>市(企画部)は、<u>災害時に実施する外国人支援施策及び災害情報をなるべく多くの言語で発信するよう努める。また、必要に応じて県(産業労働観光部)及び(公財)栃木県国際交流協会等と連携し、災害時における適切な支援を行う。</u></p>	<p>3～9 (略)</p> <p><b>第3 要配慮者利用施設等における安全性の確保</b></p> <p><b>1 _____土砂災害警戒区域等の情報提供等</b></p> <p>市(総務部・建設部・保健福祉部・各支所)は、<u>県と連携、協力して、土砂災害を受けるおそれのある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)</u>の管理責任者に対し、<u>土砂災害警戒区域等、避難場所、土砂災害の前兆現象の情報を提供し、警戒避難体制を確立するなど防災体制の整備促進に努める。</u></p> <p><b>2 防災教育・訓練の充実</b></p> <p>市(保健福祉部・各支所)は、要配慮者利用施設の管理責任者に対し、<u>_____職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど震災時の避難対策を推進するよう指導する。</u></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>第4 (略)</b></p> <p><b>第5 在市外国人に対する対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 災害時外国人サポーターの確保</b></p> <p>市(企画部)は、<u>那須塩原市国際交流協会との連携を図り、在市外国人(日本語の理解が十分でない者)に対して、災害時に適切な情報提供及び支援を行うため、災害時外国人サポーター(通訳・翻訳等ボランティア)等の外国人支援者の確保と速やかに動員できる体制づくりに努める。</u></p> <p>県(産業労働観光部)及び(公財)栃木県国際交流協会は、災害時に市</p>

該当部分	修正案	現 行
第1章 第5節	<p><b>第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</b></p> <p>第1 食料、生活必需品の備蓄</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 備蓄体制の整備 (略)</p> <p>○備蓄品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料等 インスタント米、_____缶詰、ペットボトル水等</li> <li>・生活必需品 毛布、タオル、トイレットペーパー、医薬品、簡易トイレ等</li> <li>・避難行動要支援者用 粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、車いす、杖、身障者用ポータブルトイレ、紙おむつ(大人用・子ども用)等</li> <li>・その他 発電機、投光器、暖房器具、燃料、<u>段ボールベッド</u>等</li> </ul> <p>4～7 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p>	<p><u>が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。</u></p> <p><b>第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</b></p> <p>第1 食料、生活必需品の備蓄</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 備蓄体制の整備 (略)</p> <p>○備蓄品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料等 インスタント米、<u>乾パン</u>、缶詰、ペットボトル水等</li> <li>・生活必需品 毛布、タオル、トイレットペーパー、医薬品、簡易トイレ等</li> <li>・避難行動要支援者用 粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、車いす、杖、身障者用ポータブルトイレ、紙おむつ(大人用・子ども用)等</li> <li>・その他 発電機、投光器、暖房器具、燃料_____等</li> </ul> <p>4～7 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p>
第1章 第6節	<p><b>第6節 災害に強いまちづくり</b> (略)</p>	<p><b>第6節 災害に強いまちづくり</b> (略)</p>
第1章 第7節	<p><b>第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>(1) 県(県土整備部)は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」(以下「警戒区域」という。)として指定す</p>	<p><b>第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>(1) 県(県土整備部)は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」(以下「警戒区域」という。)として指定す</p>

該当部分	修正案	現行
	<p>る。本市では、<u>145</u>箇所（令和元年9月現在）が指定されている。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 県（保健福祉部・教育委員会事務局・その他部局）及び市（総務部・建設部・保健福祉部・各支所）は、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</u></p> <p><b>3 土砂災害特別警戒区域の指定</b></p> <p>県（県土整備部）は、市長の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。本市では、<u>127</u>箇所（令和元年9月現在）が指定されており、県（県土整備部）及び市（建設部）は、当該土砂災害特別警戒区域において次の措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3～第9 (略)</b></p> <p><b>第5 地すべり等の対策</b></p> <p>本市の地すべり危険箇所については、<u>10</u>箇所（令和元年9月現在）ある。危険箇所の実態調査、防止工事の実施、指定区域の管理については「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）により、国（それぞれの所管省庁）及び県（環境森林部・農政部・県土整備部）が行うことになっているが、市（総務部・建設部・産業観光部）は、県と連携して危険箇所に関する情報を広く住民に提供する。</p> <p>また、市（総務部・保健福祉部・各支所）は、危険箇所周辺の住民及び要配慮者利用施設等に対して、降雨があった場合には次の事項に注意し、異常を察知した場合は、市又は警察に速やかに通報するよう周知を行う。</p> <p><b>第6 山地災害等の対策</b></p> <p>山地に起因する県環境森林部所管の災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は、本市においては山間部を中心に<u>200</u>箇所（平成31年4月現在 山腹崩壊危険地区114箇所、</p>	<p>る。本市では、<u>139</u>箇所（平成29年4月現在）が指定されている。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>3 土砂災害特別警戒区域の指定</b></p> <p>県（県土整備部）は、市長の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。本市では、<u>123</u>箇所（平成29年4月現在）が指定されており、県（県土整備部）及び市（建設部）は、当該土砂災害特別警戒区域において次の措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3～第9 (略)</b></p> <p><b>第5 地すべり等の対策</b></p> <p>本市の地すべり危険箇所については、<u>8</u>箇所（平成29年4月現在）ある。危険箇所の実態調査、防止工事の実施、指定区域の管理については「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）により、国（それぞれの所管省庁）及び県（環境森林部・農政部・県土整備部）が行うことになっているが、市（総務部・建設部・産業観光部）は、県と連携して危険箇所に関する情報を広く住民に提供する。</p> <p>また、市（総務部・保健福祉部・各支所）は、危険箇所周辺の住民及び要配慮者利用施設等に対して、降雨があった場合には次の事項に注意し、異常を察知した場合は、市又は警察に速やかに通報するよう周知を行う。</p> <p><b>第6 山地災害等の対策</b></p> <p>山地に起因する県環境森林部所管の災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は、本市においては山間部を中心に<u>200</u>箇所（平成29年4月現在 山腹崩壊危険地区114箇所、</p>

該当部分	修正案	現 行
	<p>崩壊土砂流出危険地区85箇所、地すべり危険地区1箇所)指定されている。県(環境森林部)は、これらの山地災害危険地区における被害発生を防ぐため、パトロール等による情報収集を実施するとともに、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事(森林の整備)を実施する。</p> <p>市(産業観光部)は、県(環境森林部)に協力し、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置するなど広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生未然防止及び被害の軽減を図る。</p> <p><b>第7 急傾斜地崩壊対策</b></p> <p>本市における急傾斜地崩壊危険箇所は、<u>100</u>箇所(令和元年9月現在)となっている。これらの急傾斜地崩壊危険箇所に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づきその対策を順次実施している。</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>第8 土石流防止対策</b></p> <p>本市の土石流危険溪流は、46箇所(平成31年4月現在)分布しており、これらの土石流の危険溪流防止対策については、昭和57年9月7日付建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に従って、県(県土整備部)において「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地に指定して砂防工事が順次実施されており、併せて土石流危険溪流及び土石流危険区域の周知、警戒避難体制の整備推進を図っている。</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>第9 ゲリラ的集中豪雨等による道路等冠水対策</b> (略)</p>	<p>崩壊土砂流出危険地区85箇所、地すべり危険地区1箇所)指定されている。県(環境森林部)は、これらの山地災害危険地区における被害発生を防ぐため、パトロール等による情報収集を実施するとともに、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事(森林の整備)を実施する。</p> <p>市(産業観光部)は、県(環境森林部)に協力し、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置するなど広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生未然防止及び被害の軽減を図る。</p> <p><b>第7 急傾斜地崩壊対策</b></p> <p>本市における急傾斜地崩壊危険箇所は、<u>96</u>箇所(平成29年4月現在)となっている。これらの急傾斜地崩壊危険箇所に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づきその対策を順次実施している。</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>第8 土石流防止対策</b></p> <p>本市の土石流危険溪流は、46箇所(平成29年4月現在)分布しており、これらの土石流の危険溪流防止対策については、昭和57年9月7日付建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に従って、県(県土整備部)において「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地に指定して砂防工事が順次実施されており、併せて土石流危険溪流及び土石流危険区域の周知、警戒避難体制の整備推進を図っている。</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>第9 ゲリラ的集中豪雨等による道路等冠水対策</b> (略)</p>
第1章 第8節	<p><b>第8節 水防体制の整備</b></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p><b>第3 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策</b></p> <p><u>市(総務部)は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者</u></p>	<p><b>第8節 水防体制の整備</b></p> <p>第1・第2 (略)</p>



該当部分	修 正 案	現 行
	<p><u>へ周知するものとする。</u></p> <p><b>第4 洪水浸水想定区域における対策</b></p> <p><b>1 洪水浸水想定区域の指定</b></p> <p>国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、洪水予報を実施する指定河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市に通知する。</p> <p><b>2 市が実施する対策</b></p> <p>市（総務部）は、洪水浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるとともに、印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ <u>要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）</u>で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地</p> <p>カ 市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地</p> <p>また、市（総務部）は、市地域防災計画にこれらの施設等を定めた場合は、施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>さらに市（総務部）は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布し、その有効利用を進める。</p>	<p><b>第3 〃〃〃浸水想定区域における対策</b></p> <p><b>1 〃〃〃浸水想定区域の指定</b></p> <p>国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、洪水予報を実施する指定河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を〃〃〃浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市に通知する。</p> <p><b>2 市が実施する対策</b></p> <p>市（総務部）は、〃〃〃浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるとともに、印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ <u>高齢者、障害者、乳幼児その他防災上配慮を要する者が利用する施設</u>で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地</p> <p>カ 市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地</p> <p>また、市（総務部）は、市地域防災計画にこれらの施設等を定めた場合は、施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <p>〃〃〃</p> <p>〃〃〃</p> <p>〃〃〃</p> <p>さらに市（総務部）は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布し、その有効利用を進める。</p>
第1章	<b>第9節 積雪・雪崩等予防対策</b>	<b>第9節 積雪・雪崩等予防対策</b>

該当部分	修正案	現行																																																																																								
第9節	(略)	(略)																																																																																								
第1章 第10節	<b>第10節 農林業関係災害予防対策</b> (略)	<b>第10節 農林業関係災害予防対策</b> (略)																																																																																								
第1章 第11節	<b>第11節 気象情報の収集・伝達体制の整備</b> <b>第1 気象情報等の収集</b> 1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集 (略) (1) (略) (2) 宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表基準 (略)	<b>第11節 気象情報の収集・伝達体制の整備</b> <b>第1 気象情報等の収集</b> 1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集 (略) (1) (略) (2) 宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表基準 (略)																																																																																								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">那須 塩原 市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">栃木県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">北部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">那須地域</td> </tr> </table>	那須 塩原 市	府県予報区	栃木県		一次細分区域	北部		市町村等をまとめた地域	那須地域		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">那須 塩原 市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">栃木県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">北部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">那須地域</td> </tr> </table>	那須 塩原 市	府県予報区	栃木県		一次細分区域	北部		市町村等をまとめた地域	那須地域																																																																					
那須 塩原 市	府県予報区		栃木県																																																																																							
	一次細分区域		北部																																																																																							
	市町村等をまとめた地域	那須地域																																																																																								
那須 塩原 市	府県予報区	栃木県																																																																																								
	一次細分区域	北部																																																																																								
	市町村等をまとめた地域	那須地域																																																																																								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">警 報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 (※1)</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td></td> <td>流域雨量指数基準 (※2)</td> <td colspan="2">箒川流域=32.1、熊川流域=14.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>複合基準</td> <td colspan="2">余笹川流域=(9, 19.9)、熊川流域=(9, 13.1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">那珂川上流部 [晩翠橋・黒羽]、蛇尾川 [蛇尾橋]、余笹川 [中余笹橋]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td></td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td></td> <td>平均風速</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>2 4 時間降雪の深さ 30cm</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>2 4 時間降雪の深さ 70cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意 報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td></td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>89</td> </tr> </table>	警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 (※1)	135	洪水		流域雨量指数基準 (※2)	箒川流域=32.1、熊川流域=14.6			複合基準	余笹川流域=(9, 19.9)、熊川流域=(9, 13.1)			指定河川洪水予報による基準	那珂川上流部 [晩翠橋・黒羽]、蛇尾川 [蛇尾橋]、余笹川 [中余笹橋]		暴風		平均風速	20m/s	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	大雪		降雪の深さ	平地	2 4 時間降雪の深さ 30cm	山地	2 4 時間降雪の深さ 70cm	注意 報	大雨		表面雨量指数基準	12		土壌雨量指数基準	89	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">警 報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 (※1)</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td></td> <td>流域雨量指数基準 (※2)</td> <td colspan="2">箒川流域=32.1、熊川流域=14.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>複合基準</td> <td colspan="2">余笹川流域=(9, 19.9)、熊川流域=(9, 13.1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">那珂川上流部 [晩翠橋・黒羽]、蛇尾川 [蛇尾橋]、余笹川 [中余笹橋]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td></td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td></td> <td>平均風速</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>2 4 時間降雪の深さ 30cm</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>2 4 時間降雪の深さ 70cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意 報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td></td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>81</td> </tr> </table>	警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 (※1)	135	洪水		流域雨量指数基準 (※2)	箒川流域=32.1、熊川流域=14.6			複合基準	余笹川流域=(9, 19.9)、熊川流域=(9, 13.1)			指定河川洪水予報による基準	那珂川上流部 [晩翠橋・黒羽]、蛇尾川 [蛇尾橋]、余笹川 [中余笹橋]		暴風		平均風速	20m/s	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	大雪		降雪の深さ	平地	2 4 時間降雪の深さ 30cm	山地	2 4 時間降雪の深さ 70cm	注意 報	大雨		表面雨量指数基準	12		土壌雨量指数基準	81
警 報	大雨			(浸水害)	表面雨量指数基準	16																																																																																				
			(土砂災害)	土壌雨量指数基準 (※1)	135																																																																																					
	洪水			流域雨量指数基準 (※2)	箒川流域=32.1、熊川流域=14.6																																																																																					
				複合基準	余笹川流域=(9, 19.9)、熊川流域=(9, 13.1)																																																																																					
				指定河川洪水予報による基準	那珂川上流部 [晩翠橋・黒羽]、蛇尾川 [蛇尾橋]、余笹川 [中余笹橋]																																																																																					
	暴風			平均風速	20m/s																																																																																					
	暴風雪			平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																					
	大雪			降雪の深さ	平地	2 4 時間降雪の深さ 30cm																																																																																				
					山地	2 4 時間降雪の深さ 70cm																																																																																				
	注意 報	大雨		表面雨量指数基準	12																																																																																					
			土壌雨量指数基準	89																																																																																						
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16																																																																																						
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 (※1)	135																																																																																						
	洪水		流域雨量指数基準 (※2)	箒川流域=32.1、熊川流域=14.6																																																																																						
			複合基準	余笹川流域=(9, 19.9)、熊川流域=(9, 13.1)																																																																																						
			指定河川洪水予報による基準	那珂川上流部 [晩翠橋・黒羽]、蛇尾川 [蛇尾橋]、余笹川 [中余笹橋]																																																																																						
	暴風		平均風速	20m/s																																																																																						
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																						
	大雪		降雪の深さ	平地	2 4 時間降雪の深さ 30cm																																																																																					
				山地	2 4 時間降雪の深さ 70cm																																																																																					
	注意 報	大雨		表面雨量指数基準	12																																																																																					
			土壌雨量指数基準	81																																																																																						

該当部分	修正案				現行				
		※1)				※1)			
	洪水	流域雨量指数基準 ※2)	箒川流域=22.5、熊川流域=11.6		洪水	流域雨量指数基準 ※2)	箒川流域=22.5、熊川流域=11.6		
		複合基準	余笹川流域= (9, 14.2)、熊川流域= (9, 9.3)				複合基準	余笹川流域= (9, 14.2)、熊川流域= (9, 9.3)	
		指定河川洪水予報による基準	那珂川上流部 [晩翠橋・黒羽]、蛇尾川 [蛇尾橋]、余笹川 [中余笹橋]				指定河川洪水予報による基準	那珂川上流部 [晩翠橋・黒羽]、蛇尾川 [蛇尾橋]、余笹川 [中余笹橋]	
	強風	平均風速	12m/s		強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	2 4 時間降雪の深さ 10cm	大雪	降雪の深さ	平地	2 4 時間降雪の深さ 10cm	
			山地	2 4 時間降雪の深さ 30cm			山地	2 4 時間降雪の深さ 30cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%			乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%			
	なだれ	① 2 4 時間降雪の深さが 30cm 以上			なだれ	① 2 4 時間降雪の深さが 30cm 以上			
		② 40cm 以上の積雪があつて日最高気温が 6℃以上				② 40cm 以上の積雪があつて日最高気温が 6℃以上			
	低温	夏期：最低気温 16℃以下の日が 2 日以上継続			低温	夏期：最低気温 16℃以下の日が 2 日以上継続			
		冬期：最低気温 -9℃以下				冬期：最低気温 -9℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下			霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷 (雪) が予想される場合			着氷・着雪	著しい着氷 (雪) が予想される場合			
	記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110 mm		記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110 mm		
	〈参考〉				〈参考〉				
	※1) 土壌雨量指数 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、 <u>1</u> km 四方の領域ごとに算出する。			※1) 土壌雨量指数 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、 <u>5</u> km 四方の領域ごとに算出する。					
	※2) 流域雨量指数 降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域、時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間			※2) 流域雨量指数 降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域、時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間					

該当部分	修正案	現行								
	<p>予報をもとに、<u>1</u>km 四方の領域ごとに算出する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p>	<p>予報をもとに、<u>5</u>km 四方の領域ごとに算出する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p>								
<p>第1章 第12節</p>	<p><b>第12節 情報通信・放送網の整備</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 整備する情報通信機器等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 電話応答システム</p> <table border="1" data-bbox="432 512 1055 560"> <tr> <td>電話番号</td> <td>0287-23-7452</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p> <p>第3 栃木県防災行政ネットワーク</p> <p>(略)</p> <p>○栃木県防災行政ネットワークの概要</p> <p>(略)</p> <p>・県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関<u>106</u>箇所を衛星系及び移動系で整備している。</p> <p>(略)</p> <p>第4 (略)</p>	電話番号	0287-23-7452	<p><b>第12節 情報通信・放送網の整備</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 整備する情報通信機器等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 電話応答システム</p> <table border="1" data-bbox="1296 512 1906 647"> <tr> <td></td> <td>黒磯地区内情報</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>0287-62-8891</td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td>0287-62-8874</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※西那須野・塩原地区については、設定なし</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第3 栃木県防災行政ネットワーク</p> <p>(略)</p> <p>○栃木県防災行政ネットワークの概要</p> <p>(略)</p> <p>・県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関<u>128</u>箇所を衛星系及び移動系で整備している。</p> <p>(略)</p> <p>第4 (略)</p>		黒磯地区内情報	電話番号	0287-62-8891	FAX番号	0287-62-8874
電話番号	0287-23-7452									
	黒磯地区内情報									
電話番号	0287-62-8891									
FAX番号	0287-62-8874									
<p>第1章 第13節</p>	<p><b>第13節 避難体制の整備</b></p> <p>災害発生時に危険区域にいる住民及び旅館、ホテル等の利用者や帰宅困難者等を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導体制や避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。<u>また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識とともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。</u></p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備</p>	<p><b>第13節 避難体制の整備</b></p> <p>災害発生時に危険区域にいる住民及び旅館、ホテル等の利用者や帰宅困難者等を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導体制や避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。</p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備</p>								

該当部分	修正案	現行
	<p>1～2 (略)</p> <p><b>3 福祉避難所の指定</b></p> <p>(1) 市(保健福祉部)は、<u>避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な避難行動要支援者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>4 指定避難所の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>○整備に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人(日本語の理解が十分でない者)の避難に資するため、案内板等の外国語化や多言語表示シートの整備、<u>マークの共通化</u>等に努めること。 </li></ul> <p>(略)</p> <p><b>第2 (略)</b></p> <p><b>第3 避難実施・誘導體制の整備</b></p> <p><b>1 避難基準の設定</b></p> <p>市(総務部・各支所)は、土砂災害警戒区域や、<u>指定河川等</u>について、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告、避難指示等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報に加え、<u>国の避難勧告等に関するガイドライン</u>に示されているとおり、<u>流域雨量指数の予測値(洪水警報の危険度分布)、土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>等により検討して設定するとともに、対象区域ごとに当該区域内の世帯数、居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など、避難勧告等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第4 避難所管理・運営体制の整備</b></p>	<p>1～2 (略)</p> <p><b>3 福祉避難所の指定</b></p> <p>(1) 市(保健福祉部)は、<u>一般の指定避難所</u>では生活することが困難な避難行動要支援者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>4 指定避難所の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>○整備に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人(日本語の理解が十分でない者)の避難に資するため、案内板等の外国語化や多言語表示シートの整備_____等に努めること。</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第2 (略)</b></p> <p><b>第3 避難実施・誘導體制の整備</b></p> <p><b>1 避難基準の設定</b></p> <p>市(総務部・各支所)は、土砂災害警戒区域や、_____浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告、避難指示等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により_____</p> <p>_____検討して設定するとともに、対象区域ごとに当該区域内の世帯数、居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など、避難勧告等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第4 避難所管理・運営体制の整備</b></p>

該当部分	修正案	現行
	<p>1～3 (略)</p> <p><b>4 指定管理者等との役割分担の明確化</b>  市(総務部・保健福祉部・教育委員会事務局教育部)は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。</p> <p><b>5 専門家等との情報交換</b>  市(保健福祉部)及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>第5 (略)</p>
<p>第1章 第14節</p>	<p><b>第14節 消防・救急・救助体制の整備</b>  <b>第1 組織の充実強化</b>  市(総務部・各支所)及び消防本部等は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、消防団員の減少やサラリーマン化をはじめ、一部では高齢化の問題を抱えている消防団について、団員の確保と資質の向上を図るほか、機能別消防団員及び女性消防団員の加入を推進し、平日の日中時間帯における人員確保に努める。</p> <p>第2～第5 (略)</p>	<p><b>第14節 消防・救急・救助体制の整備</b>  <b>第1 組織の充実強化</b>  市(総務部・各支所)及び消防本部等は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、__団員の減少やサラリーマン化をはじめ、一部では高齢化の問題を抱えている消防団について、団員の確保と資質の向上を図るほか、機能別__団員及び女性__団員の加入を推進し、平日の日中時間帯における人員確保に努める。</p> <p>第2～第5 (略)</p>
<p>第1章 第15節</p>	<p><b>第15節 医療救護・防疫体制の整備</b>  (略)</p>	<p><b>第15節 医療救護・防疫体制の整備</b>  (略)</p>
<p>第1章 第16節</p>	<p><b>第16節 防災拠点の整備</b>  <b>第2 災害対策活動拠点の整備</b>  <b>1 災害対策活動拠点の種類</b>  (1)～(4) (略)  (5) 広域物資拠点(一次集積拠点)  広域物資拠点は、県(県民生活部)が、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動を行うための拠点として整備するもので、市内では那須野が原公園が拠点となっている。  また、県(県民生活部・県土整備部)は、県有施設や県営都市公園、</p>	<p><b>第16節 防災拠点の整備</b>  <b>第2 災害対策活動拠点の整備</b>  <b>1 災害対策活動拠点の種類</b>  (1)～(4) (略)</p>

該当部分	修正案	現行
	<p>また、(一社) 栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定して、広域物資拠点の確保を促進する。</p> <p>(6) 地域物資拠点 (二次集積拠点) 市 (総務部) は、市有施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割を担う地域物資拠点の整備を促進する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第1章 第17節</p>	<p><b>第17節 建築物災害予防対策</b> (略)</p>	<p><b>第17節 建築物災害予防対策</b> (略)</p>
<p>第1章 第18節</p>	<p><b>第18節 公共施設等災害予防対策</b> <b>第1 上水道施設</b> (略) (1)~(2) (略) (3) 水道水の確保 浄水及び配水施設の耐震化等適切な維持管理を図り、 水道水の安定供給を継続できるようにする。 (4)~(8) (略) 第2~第4 (略)</p>	<p><b>第18節 公共施設等災害予防対策</b> <b>第1 上水道施設</b> (略) (1)~(2) (略) (3) 水道水の確保 浄水及び配水施設の耐震化等適切な維持管理を図るほか、流入管、 流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、水道水の安定供給を継続できるようにする。 (4)~(8) (略) 第2~第4 (略)</p>
<p>第1章 第19節</p>	<p><b>第19節 危険物施設等災害予防対策</b> (略)</p>	<p><b>第19節 危険物施設等災害予防対策</b> (略)</p>
<p>第1章 第20節</p>	<p><b>第20節 文教施設等災害予防対策</b> (略)</p>	<p><b>第20節 文教施設等災害予防対策</b> (略)</p>

該当部分	修正案	現行
第1章 第21節	<p><b>第21節 防災関係機関相互応援体制の整備</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 消防広域応援体制の整備</p> <p>1 県内消防相互応援体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化            消防本部は、特殊災害消防相互応援協定に基づく応援に具体性を持たせるため、県(県民生活部)が平成30年_____4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。            また、応援要請方法、応援出動方法等災害発生時の対応について、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 緊急消防援助隊の受援体制の整備            県(県民生活部)及び消防本部は、相互に協力して、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努める。            また、消防本部は、平成30年度に策定された「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県(県民生活部)との連携のもと県外からの緊急消防援助隊が市長等の指揮の下円滑に活動できる体制の確保を図る。</p> <p>第3 (略)</p>	<p><b>第21節 防災関係機関相互応援体制の整備</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 消防広域応援体制の整備</p> <p>1 県内消防相互応援体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化            消防本部は、特殊災害消防相互応援協定に基づく応援に具体性を持たせるため、県(県民生活部)と県消防長会で平成16年4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。            また、応援要請方法、応援出動方法等災害発生時の対応について、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 緊急消防援助隊の受援体制の整備            県(県民生活部)及び消防本部は、相互に協力して、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努める。            また、消防本部は、平成20年度に策定された「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県(県民生活部)との連携のもと県外からの緊急消防援助隊が市長等の指揮の下円滑に活動できる体制の確保を図る。</p> <p>第3 (略)</p>
第1章 第22節	<p><b>第22節 孤立集落災害予防対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第22節 孤立集落災害予防対策</b></p> <p>(略)</p>
第2章 第1節	<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p>
第2章	<p><b>第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策</b></p>	<p><b>第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策</b></p>



該当部分	修正案	現行																																																																												
第2節	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 通信手段の種類 (略)</p> <table border="1" data-bbox="347 316 1149 1214"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通信手段</th> <th rowspan="2">説明等</th> <th colspan="3">配置と電話番号等</th> </tr> <tr> <th>本庁</th> <th>西那須野支所</th> <th>塩原支所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政ネットワーク</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT災害時優先電話</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT特設公衆電話</td> <td>災害時に優先的に発信できる電話設備。</td> <td colspan="3">災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として53施設138回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。</td> </tr> <tr> <td>NTTドコモ災害時優先電話</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話(イリジウム)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 (略)</p>	通信手段	説明等	配置と電話番号等			本庁	西那須野支所	塩原支所	県防災行政ネットワーク	(略)	(略)	(略)	(略)	市防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT災害時優先電話	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT特設公衆電話	災害時に優先的に発信できる電話設備。	災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として53施設138回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。			NTTドコモ災害時優先電話	(略)	(略)			衛星携帯電話(イリジウム)	(略)	(略)			<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 通信手段の種類 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1211 316 2013 1214"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通信手段</th> <th rowspan="2">説明等</th> <th colspan="3">配置と電話番号等</th> </tr> <tr> <th>本庁</th> <th>西那須野支所</th> <th>塩原支所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政ネットワーク</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT災害時優先電話</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT特設公衆電話</td> <td>災害時に優先的に発信できる電話設備。</td> <td colspan="3">災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として38施設108回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。</td> </tr> <tr> <td>NTTドコモ災害時優先電話</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話(イリジウム)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 (略)</p>	通信手段	説明等	配置と電話番号等			本庁	西那須野支所	塩原支所	県防災行政ネットワーク	(略)	(略)	(略)	(略)	市防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT災害時優先電話	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT特設公衆電話	災害時に優先的に発信できる電話設備。	災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として38施設108回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。			NTTドコモ災害時優先電話	(略)	(略)			衛星携帯電話(イリジウム)	(略)	(略)		
通信手段	説明等			配置と電話番号等																																																																										
		本庁	西那須野支所	塩原支所																																																																										
県防災行政ネットワーク	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
市防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
NTT災害時優先電話	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
NTT特設公衆電話	災害時に優先的に発信できる電話設備。	災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として53施設138回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。																																																																												
NTTドコモ災害時優先電話	(略)	(略)																																																																												
衛星携帯電話(イリジウム)	(略)	(略)																																																																												
通信手段	説明等	配置と電話番号等																																																																												
		本庁	西那須野支所	塩原支所																																																																										
県防災行政ネットワーク	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
市防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
NTT災害時優先電話	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
NTT特設公衆電話	災害時に優先的に発信できる電話設備。	災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として38施設108回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。																																																																												
NTTドコモ災害時優先電話	(略)	(略)																																																																												
衛星携帯電話(イリジウム)	(略)	(略)																																																																												
第2章 第3節	<p>第3節 災害拡大防止活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 浸水被害の拡大防止</p> <p>1 市及び水防団の活動</p>	<p>第3節 災害拡大防止活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 浸水被害の拡大防止</p> <p>1 市及び水防団の活動</p>																																																																												

該当部分	修正案	現行
	<p>(略)</p> <p>(1) 水防管理団体の非常配備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本部員の非常配備</p> <p>水防管理団体の本部（水防事務担当者：消防署、消防分署）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。</p> <p>ウ 消防機関における配備</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 準備</p> <p>(略)</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ<u>水防団員（消防団員）</u>を派遣し水門等の開閉準備をする</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 水防管理団体の非常配備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本部員の非常配備</p> <p>水防管理団体の本部（水防事務担当者：<u>消防本部</u>）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。</p> <p>ウ 消防機関における配備</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 準備</p> <p>(略)</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ<u>団員</u>を派遣し水門等の開閉準備をする</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>
第2章 第4節	<b>第4節 相互応援協力・派遣要請</b> (略)	<b>第4節 相互応援協力・派遣要請</b> (略)
第2章 第5節	<b>第5節 災害救助法の適用</b> 第1・第2 (略) 第3 災害救助法に基づく救助の種類 (略) ア 避難所の設置_____	<b>第5節 災害救助法の適用</b> 第1・第2 (略) 第3 災害救助法に基づく救助の種類 (略) ア 避難所の設置 <u>及び収容</u>
第2章 第6節	<b>第6節 避難対策</b> 第1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u> 1 <u>実施体制</u>	<b>第6節 避難対策</b> 第1 <u>実施体制</u> 市長が避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う際には、市（総務部）は、必要に応じて県（県民生活部）に対して対策支援を要請する。

該当部分	修正案				現行
	避難勧告等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。				<p>また、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難の勧告、指示を行うことができないなどの場合は、法令の規定により知事等が避難の指示等を行うものとする。この場合、指示等を行った者は、速やかにその旨を市長に通知する。</p> <p>また、市長は、県知事又は宇都宮地方気象台等の指定地方行政機関の長に対し、当該勧告又は指示若しくは当該警戒区域の設定に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p><b>第2 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定の内容</b></p> <p><b>1 避難の勧告及び指示</b></p> <p>(1) 避難の勧告及び指示の基準</p> <p>災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、今後の気象予報や、河川及び土砂災害危険箇所等の巡視等の結果などを総合的に判断し、必要な範囲の住民に対して行う。</p> <p>なお、市長は、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示等を、危険の切迫する前に十分な余裕をもって行うものとする。</p> <p>県知事は、市長に対し、避難の勧告、指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難の勧告、指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。</p> <p>なお、市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>ア 洪水のおそれがあるとき</p> <p>イ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害発生のおそれがあると判断したとき</p> <p>ウ なだれのおそれがあるとき</p> <p>エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき</p>
区分	実施者 (根拠法令等)	措置	実施の基準		
避難準備・高齢者等避難開始	市長 (災害対策基本法第56条第1項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		
避難の勧告	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		
避難の	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		
避難の	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき		
避難の	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		

該当部分	修正案			現 行															
	指示等 知事又はその命を受けた職員 <u>〔地すべり等防止法第25条〕</u> 知事、その命を受けた職員又は水防管理者 <u>〔水防法第29条〕</u> 警察官 <u>〔災害対策基本法第61条第1項〕</u> 警察官 <u>〔警察官職務執行法第4条〕</u> 自衛官 <u>〔自衛隊法第94条第1項〕</u>	立ち退きの指示 立ち退きの指示 立ち退きの指示、 立ち退き先の指示 警告、避難の措置 警告、避難の措置	地すべりにより、著しい危険が切迫しているとき 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき 市町長が立ち退きを示すことができないとき又は市町長から要求があったとき 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき 警察官がその場にいらない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる	オ その他特に必要があると認められるとき <u>〔資料編2-46 避難勧告等の判断・伝達マニュアル〕</u> (2) 避難の勧告及び指示の内容 市長その他の避難指示等実施機関（県、警察、自衛隊）は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。 ア 避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難経路 エ 避難の理由 オ 避難時の注意事項 カ その他の必要事項 (3) 避難の勧告及び指示の種類 法令に基づく避難の勧告及び指示の種類は、次表のとおりである。 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。 なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。															
	<b>2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</b> (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令 市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、以下の避難情			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 1023 1346 1098">区分</th> <th data-bbox="1346 1023 1603 1098">実施者 (根拠法令等)</th> <th data-bbox="1603 1023 1771 1098">措 置</th> <th data-bbox="1771 1023 2029 1098">実 施 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 1098 1346 1294">避難の勧告</td> <td data-bbox="1346 1098 1603 1294">           市町村長  <u>〔災害対策基本法第60条第1項・第2項〕</u> </td> <td data-bbox="1603 1098 1771 1294">立ち退きの勧告、立ち退き先の指示</td> <td data-bbox="1771 1098 2029 1294">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1346 1294 1603 1414">           知事  <u>〔災害対策基本法第60条第6項〕</u> </td> <td data-bbox="1603 1294 1771 1414">立ち退きの勧告、立ち退き先の指示</td> <td data-bbox="1771 1294 2029 1414">災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行う</td> </tr> </tbody> </table>				区分	実施者 (根拠法令等)	措 置	実 施 の 基 準	避難の勧告	市町村長 <u>〔災害対策基本法第60条第1項・第2項〕</u>	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		知事 <u>〔災害対策基本法第60条第6項〕</u>	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行う
区分	実施者 (根拠法令等)	措 置	実 施 の 基 準																
避難の勧告	市町村長 <u>〔災害対策基本法第60条第1項・第2項〕</u>	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																
	知事 <u>〔災害対策基本法第60条第6項〕</u>	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行う																

該当部分	修正案	現 行			
	<p>報を発令する。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>市長は、避難勧告等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。</p> <p>イ 避難勧告</p> <p>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を勧告する。近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も含む。</p> <p>ウ 避難指示（緊急）</p> <p>急を要すると認めるときに、避難のための立退きを指示する。必ず発令するものではなく、地域の実情に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合などに発令し、災害が発生するおそれが極めて高い状況等であることを踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急の避難を指示する。</p> <p>エ 災害発生情報</p> <p>災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で、命を守るための最善の行動を指示する。</p> <p>〈資料編2-46 避難勧告等の判断・伝達マニュアル〉</p> <p>(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の内容</p>	避難の 指示等	<p>市町村長 〔災害対策基本法 第60条第1項 第2項〕</p> <p>知事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕</p> <p>知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止 法第25条〕</p> <p>知事、その命を受けた職員又は水防管理者 〔水防法第29条〕</p> <p>警察官 〔災害対策基本法 第61条第1項〕</p> <p>警察官 〔警察官職務執行 法第4条〕</p>	<p>立ち退きの指示、立ち退き先の指示</p> <p>立ち退きの指示、立ち退き先の指示</p> <p>立ち退きの指示</p> <p>立ち退きの指示</p> <p>立ち退きの指示、立ち退き先の指示</p> <p>警告、避難の措置</p>	<p>ことができなくなつたとき</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき</p> <p>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき</p> <p>地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき</p> <p>洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</p> <p>市町村長が立ち退きを指示することができないとき又は市町村長から要求があつたとき</p> <p>人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危険を受けるおそれのある者に対し</p>

該当部分	修正案	現 行																																			
	<p>市町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令を行う。</p> <p>ア 避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難経路 エ 避難の理由 オ 避難時の注意事項 カ その他の必要事項</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載） 住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。</p> <table border="1" data-bbox="360 794 1173 1423"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民が取るべき行動</th> <th>避難情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（警戒レベル1）</td> <td>（災害への心構えを高める。）</td> <td>（早期注意情報）</td> </tr> <tr> <td>（警戒レベル2）</td> <td>（避難に備え自らの避難行動を確認する。）</td> <td>（大雨・洪水注意報等）</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避</td> <td>避難勧告</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報	（警戒レベル1）	（災害への心構えを高める。）	（早期注意情報）	（警戒レベル2）	（避難に備え自らの避難行動を確認する。）	（大雨・洪水注意報等）	警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避	避難勧告	<table border="1" data-bbox="1216 193 2033 475"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>て、特に急を要するとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛官 自衛隊法 〔第94条第1項〕</td> <td>警告、避難の措置</td> <td>警察官がその場に行かない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる</td> </tr> </table> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域の設定と避難の勧告・指示の違い 避難の勧告及び指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われるところに違いがある。 また、警戒区域の設定は、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行うものであり、違反者に対して罰則規定がある（避難指示には罰則規定はない）。</p> <p>(2) 警戒区域の種類 法令に基づく警戒区域の設定の種類は、次表のとおりである。 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 1023 2033 1423"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施者 (根拠法令等)</th> <th>措 置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>市町村長 〔災害対策基本法 第63条第1項〕</td> <td>立ち入りの制限、禁止、退去命令</td> <td>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>水防団長、水防団員、消防機関に属す</td> <td>立ち入りの制限、禁止、</td> <td>水防上緊急の必要がある場合</td> </tr> </tbody> </table>				て、特に急を要するとき		自衛官 自衛隊法 〔第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場に行かない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる		実施者 (根拠法令等)	措 置	実施の基準	(1)	市町村長 〔災害対策基本法 第63条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき	(2)	水防団長、水防団員、消防機関に属す	立ち入りの制限、禁止、	水防上緊急の必要がある場合
警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報																																			
（警戒レベル1）	（災害への心構えを高める。）	（早期注意情報）																																			
（警戒レベル2）	（避難に備え自らの避難行動を確認する。）	（大雨・洪水注意報等）																																			
警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始																																			
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避	避難勧告																																			
			て、特に急を要するとき																																		
	自衛官 自衛隊法 〔第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場に行かない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる																																		
	実施者 (根拠法令等)	措 置	実施の基準																																		
(1)	市町村長 〔災害対策基本法 第63条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき																																		
(2)	水防団長、水防団員、消防機関に属す	立ち入りの制限、禁止、	水防上緊急の必要がある場合																																		

該当部分	修正案			現 行														
		難行動をとる。			る者 〔水防法第21条第1項〕	退去命令												
		災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	(3)	消防吏員、消防団員 〔消防法第28条第1項、第36条第8項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令 火災その他の災害（水災を除く。）の現場における消防警戒区域の設定												
	警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	(4)	警察官 〔災害対策基本法第63条第2項他〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令 (1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は実施者から依頼された場合												
	<p><b>3 警戒区域の設定</b></p> <p>(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い  <u>避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。</u></p> <p>(2) 実施体制  <u>警戒区域の設定は各法律により定めるとおり下表の者が実施する。</u></p> <table border="1" data-bbox="383 978 1167 1420"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施者 (根拠法令等)</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>市長 〔災害対策基本法第63条第1項〕</td> <td>立ち入りの制限、禁止、退去命令</td> <td>災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>水防団長、水防団員、消防職員 〔水防法第21条〕</td> <td>立ち入りの制限、禁止、退去命令</td> <td>水防上緊急の必要がある場合</td> </tr> </tbody> </table>				実施者 (根拠法令等)	措置	実施の基準	(1)	市長 〔災害対策基本法第63条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき	(2)	水防団長、水防団員、消防職員 〔水防法第21条〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合	(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 〔災害対策基本法第63条第3項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令 (1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる
	実施者 (根拠法令等)	措置	実施の基準															
(1)	市長 〔災害対策基本法第63条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき															
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 〔水防法第21条〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合															

該当部分	修正案				現 行
		第1項			
	(3)	消防吏員、消防団員 (消防法第28条 第1項、 第36条第8項)	立ち入りの 制限、禁止、 退去命令	火災の現場、水災を除く災 害	
	(4)	警察官 (災害対策基本法 第63条第2項 他)	立ち入りの 制限、禁止、 退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現 場にいらない場合、又は依頼 された場合	
	(5)	自衛隊法第83条第 2項の規定により災 害派遣を命じられた 部隊等の自衛官 (災害対策基本法 第63条第3項)	立ち入りの 制限、禁止、 退去命令	(1)、(4)の実施者がその場 にいらない場合に限り、自衛 官は災害対策基本法第63 条第1項の措置をとる	
	<p>(3) <b>警戒区域の設定</b> 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。</p>				
	<p>第2 避難勧告等の周知・誘導</p>				<p>第3 避難勧告等の周知・誘導</p>
	<p>第3 避難所の開設、運営</p>				<p>第4 避難所の開設、運営</p>
	<p>1 避難所の開設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市(保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部・各支所)は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じて安全が確保できる避難所を選定し、速やかな開設に努める。避難行動要支援者については、必要に応じて介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施</p>				<p>1 避難所の開設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市(保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部・各支所)は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じて安全が確保できる避難所を選定し、速やかな開設に努める。 また、避難行動要支援者については、必要に応じて介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。</p>



該当部分	修正案	現行
	<p><u>設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 <b>災害救助法による実施基準</b></p> <p>災害救助法が適用され、同法第13条により県がその事務を市(保健福祉部)に委任した場合の避難所の供与は、次の基準により実施する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>内容</b></p> <p>災害救助法による避難所の供与に当たっては、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、施設の破損などにより、<u>適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 <b>災害救助法による実施基準</b></p> <p>災害救助法が適用され、同法第13条により県がその事務を市(保健福祉部)に委任した場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>内容</b></p> <p>災害救助法による避難所の供与に当たっては、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、施設の破損などにより、<u>適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営</u>する。</p> <p>3・4 (略)</p>
第2章 第7節	第7節 <b>災害警備活動</b> (略)	第7節 <b>災害警備活動</b> (略)
第2章 第8節	<p>第8節 <b>救急・救助活動</b></p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 <b>消防相互応援等</b></p> <p>1 栃木県広域消防応援隊 (略)</p> <p>(1) 第一次応援体制</p> <p><u>一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。</u></p>	<p>第8節 <b>救急・救助活動</b></p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 <b>消防相互応援等</b></p> <p>1 栃木県広域消防応援隊 (略)</p> <p>(1) 第一次応援体制</p> <p><u>受援消防機関(災害を受け栃木県広域消防応援隊による応援を受ける消防機関をいう。以下同じ。)の出動要請に対し、地区内の他の消防機関が応援出動する体制。</u></p>

該当部分	修正案	現行
	<p>要請手続：消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、幹事消防本部代行（塩谷広域行政組合消防本部）に応援要請する。</p> <p>(2) 第二次応援体制 一つの消防機関を県内の消防機関が応援する体制。</p> <hr/> <p>要請手続：①消防本部消防長は、幹事消防本部代行及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整し、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、県（県民生活部）及び代表消防機関 _____ に応援要請する。</p> <p>②要請を受けた県が、県内消防機関に _____ 連絡する。</p> <p>2 (略) 第5～第7 (略)</p>	<p>要請手続：消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、受援地区代表消防機関代行 _____ に応援要請する。</p> <p>(2) 第二次応援体制 受援消防機関の出動要請に対し、県内の他の地区の消防機関が応援出動する体制。</p> <p>要請手続：①消防本部消防長は、 _____ 市長及び那須地区消防組合長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）及び県（県民生活部）に応援要請する。</p> <p>②要請を受けた県は、各地区代表消防機関の長に連絡する。</p> <p>2 (略) 第5～第7 (略)</p>
第2章 第9節	<b>第9節 医療救護活動</b> (略)	<b>第9節 医療救護活動</b> (略)
第2章 第10節	<b>第10節 緊急輸送活動</b> (略)	<b>第10節 緊急輸送活動</b> (略)
第2章 第11節	<p><b>第11節 食料・飲料水・生活必需品の調達・供給活動</b></p> <p>第1 食料の調達・供給 1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法による実施基準 (略)</p> <p>(1) 対象 災害救助法による食品の給与の対象は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 避難所に避難している者 イ 住家に被害を受け、現に炊事のできない者 ウ 災害により現に炊事のできない者</p>	<p><b>第11節 食料・飲料水・生活必需品の調達・供給活動</b></p> <p>第1 食料の調達・供給 1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法による実施基準 (略)</p> <p>(1) 対象 災害救助法による食品の給与の対象は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 避難所に収容された者 イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者 ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者</p>

該当部分	修正案	現行
	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 生活必需品等の供給</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害救助法による実施基準 (略)</p> <p>(1) 対象 災害救助法による生活必需品の給(貸)与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は<u>損傷等により使用することができず</u>、直ちに日常生活を営むことが困難な者等に対して行う。</p> <p>(2) 内容 ア 給(貸)与品目 災害救助法による生活必需品の給(貸)与は、被害の実情に応じ、<u>おおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</u></p> <p>ア～ク (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 生活必需品等の供給</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害救助法による実施基準 (略)</p> <p>(1) 対象 災害救助法による生活必需品の給(貸)与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は<u>き損し</u>、直ちに日常生活を営むことが困難な者等に対して行う。</p> <p>(2) 内容 ア 給(貸)与品目 災害救助法による生活必需品の給(貸)与は、被害の実情に応じ、<u>        </u>次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
第2章 第12節	第12節 農林業関係対策 (略)	第12節 農林業関係対策 (略)
第2章 第13節	第13節 保健衛生活動 第1・第2 (略) 第3 動物取扱対策 1 動物保護管理対策 (1) (略) (2) 実施方法 ア～ウ (略) エ 飼い主が実施する対策 ア (略)	第13節 保健衛生活動 第1・第2 (略) 第3 動物取扱対策 1 動物保護管理対策 (1) (略) (2) 実施方法 ア～ウ (略) エ 飼い主が実施する対策 ア (略)

該当部分	修正案	現 行
	<p>① 飼い主は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>① 飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>2 (略)</p>
第2章 第14節	<b>第14節 障害物等除去活動</b> (略)	<b>第14節 障害物等除去活動</b> (略)
第2章 第15節	<b>第15節 廃棄物等処理活動</b> (略)	<b>第15節 廃棄物等処理活動</b> (略)
第2章 第16節	<b>第16節 文教対策</b> (略)	<b>第16節 文教対策</b> (略)
第2章 第17節	<p><b>第17節 住宅応急対策</b></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 災害救助法による実施基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災住宅の応急修理 (略)</p> <p>(1) 対象</p> <p>災害救助法による被災住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><b>第17節 住宅応急対策</b></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 災害救助法による実施基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災住宅の応急修理 (略)</p> <p>(1) 対象</p> <p>災害救助法による被災住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、<u>自らの資力では応急修理をすることができない者に対して実施されるものを対象とする。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>
第2章 第18節	<p><b>第18節 労務供給対策</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法による実施基準 (略)</p> <p>1 対象 (略)</p> <p>(1) 被災者の避難に係る支援</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p><b>第18節 労務供給対策</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法による実施基準 (略)</p> <p>1 対象 (略)</p> <p>(1) 被災者の避難</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

該当部分	修正案	現行
	<p>—</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(8) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第2章 第19節</p>	<p><b>第19節 公共施設等応急対策</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ライフライン関係施設の対策</p> <p>1 上水道施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>ア 工事業者への協力依頼</p> <p>市(上下水道部)は、被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。 _____</p> <p>_____</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 河川管理施設等の対策</p> <p>1 水防機関の監視、警戒活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出動及び水防作業</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 消防機関</p> <p>㊦ (略)</p> <p>㊧ 準備</p> <p>a (略)</p> <p>b 水防団長(消防団長)は、水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ<u>水防団員(消防団員)</u>を派遣し、水門等の開閉準備をする。</p> <p>㊨ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>第19節 公共施設等応急対策</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ライフライン関係施設の対策</p> <p>1 上水道施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>ア 工事業者への協力依頼</p> <p>市(上下水道部)は、被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。<u>なお、主要施設については、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 河川管理施設等の対策</p> <p>1 水防機関の監視、警戒活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出動及び水防作業</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 消防機関</p> <p>㊦ (略)</p> <p>㊧ 準備</p> <p>a (略)</p> <p>b 水防団長(消防団長)は、水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ<u> 団員</u>を派遣し、水門等の開閉準備をする。</p> <p>㊨ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第2章</p>	<p><b>第20節 危険物施設等応急対策</b></p>	<p><b>第20節 危険物施設等応急対策</b></p>

該当部分	修正案	現行
20第節	(略)	(略)
第2章 第21節	<b>第21節 広報活動</b> (略)	<b>第21節 広報活動</b> (略)
第2章 第22節	<b>第22節 自発的支援の受入</b> (略)	<b>第22節 自発的支援の受入</b> (略)
第2章 第23節	<b>第23節 孤立集落応急対策</b> (略)	<b>第23節 孤立集落応急対策</b> (略)
第3章 第1節	<b>第3章 復旧・復興</b> <b>第1節 復旧・復興の基本的方向の決定</b> (略)	<b>第3章 復旧・復興</b> <b>第1節 復旧・復興の基本的方向の決定</b> (略)
第3章 第2節	<b>第2節 民生の安定化対策</b> 第1～第3 (略) <b>第4 被災者生活再建支援制度</b> 本制度は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、 <hr/> 都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に寄与する制度である。 1～3 (略) <b>4 支給手続</b> 被災者は、支給申請を市(総務部)に行い、申請書の提出を受けた市(総務部)は関係書類等を確認し、取りまとめの上県(県民生活部)に提出する。 県(県民生活部)は、当該書類を委託先である公益財団法人 <u>都道府県センター被災者生活再建支援基金部</u> に提出する。  <b>【支援金支給事務手続】</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<b>第2節 民生の安定化対策</b> 第1～第3 (略) <b>第4 被災者生活再建支援制度</b> 本制度は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、 <u>経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、</u> 都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、 <u>その自立した生活の開始を支援する</u> <hr/> 制度である。 1～3 (略) <b>4 支給手続</b> 被災者は、支給申請を市(総務部)に行い、申請書の提出を受けた市(総務部)は関係書類等を確認し、取りまとめの上県(県民生活部)に提出する。 県(県民生活部)は、当該書類を委託先である公益財団法人 <u>都道府県会館</u> 被災者生活再建支援基金部に提出する。  <b>【支援金支給事務手続】</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

該当部分	修正案	現 行
	<p>④支援金の支給決定及び支給 第5～第7 (略)</p>	<p>④支援金の支給決定及び支給 第5～第7 (略)</p>
第3章 第3節	<b>第3節 公共施設等災害復旧対策</b> (略)	<b>第3節 公共施設等災害復旧対策</b> (略)

## 地震対策編

第1章 第1節	<p><b>第1章 災害予防対策</b> <b>第1節 防災意識の高揚</b> 第1 市民に対する防災意識の高揚 1 (略) 2 防災知識の普及啓発推進</p> <p>市（総務部）及び消防本部等（消防本部、消防署及び消防分署をいう。以下同じ。）は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。</p> <p>また、<u>県と連携し、家庭で普段からできる防災対策について、市民へ周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動について周知を図る。</u></p> <p>さらに、<u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ない</u></p>	<p><b>第1章 災害予防対策</b> <b>第1節 防災意識の高揚</b> 第1 市民に対する防災意識の高揚 1 (略) 2 防災知識の普及啓発推進</p> <p>市（総務部）及び消防本部等（消防本部、消防署及び消防分署をいう。以下同じ。）は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。</p> <p>また、<u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得</p>
------------	--	--

該当部分	修正案	現行
	<p>と市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市（総務部）は、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>(1) 普及啓発活動</p> <p>ア 主な普及啓発活動</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 電話帳（<u>NTT防災タウンページ</u>、<u>NTTハローページ</u>）における避難場所等防災知識の普及</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>イ 消防団員（水防団員）、<u>地域消防防災活動協力員</u>、<u>防災士</u>等による防災普及啓発活動の促進</p> <p>市（総務部・各支所）及び消防本部等は、消防団員（水防団員）、<u>地域消防防災活動協力員</u>、<u>防災士</u>等による地域における防災普及啓発活動を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害等発生時にとるべき行動、避難場所等の周知を行い、防災知識の普及を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p>	<p>ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市（総務部）は、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>(1) 普及啓発活動</p> <p>ア 主な普及啓発活動</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 電話帳（_____ <u>NTTハローページ</u>）における避難場所等防災知識の普及</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>イ 消防団員（水防団員）、<u>地域消防防災活動協力員</u>_____等による防災普及啓発活動の促進</p> <p>市（総務部・各支所）及び消防本部等は、消防団員（水防団員）、<u>地域消防防災活動協力員</u>_____等による地域における防災普及啓発活動を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害等発生時にとるべき行動、避難場所等の周知を行い、防災知識の普及を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p>
<p>第1章 第2節</p>	<p><b>第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化</b></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 消防団の活性化の推進 (略)</p> <p>ア 消防団活性化総合計画の策定</p> <p>イ 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実</p> <p>ウ 消防団員に対する各種教育訓練の実施</p> <p>エ 女性消防団員、機能別消防団員の加入促進事業の実施</p> <p>オ 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報等</p> <p>第4～第7 (略)</p>	<p><b>第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化</b></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 消防団の活性化の推進 (略)</p> <p>ア ____団活性化総合計画の策定</p> <p>イ ____団活動に必要な各種資材の整備・充実</p> <p>ウ ____団員に対する各種教育訓練の実施</p> <p>エ 女性____団員、機能別____団員の加入促進事業の実施</p> <p>オ 地域住民に対する____団活動や加入促進の広報等</p> <p>第4～第7 (略)</p>



該当部分	修正案	現行
第1章 第3節	<b>第3節 防災訓練の実施</b> (略)	<b>第3節 防災訓練の実施</b> (略)
第1章 第4節	<b>第4節 避難行動要支援者対策</b> 第1 (略) 第2 地域における避難行動要支援者に対する安全性の確保 (略) 1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成 (1)～(3) (略) (4) <u>避難行動要支援者名簿の管理</u> <u>市(保健福祉部・各支所)は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u> 3～9 (略) <b>第3 要配慮者利用施設等における安全性の確保</b> 1 <u>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報提供等</u> <u>市(総務部・建設部・保健福祉部・各支所)は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)について、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路等の周知を行い、警戒避難体制を確立するなど防災体制の整備促進に努める。</u> <u>県(保健福祉部・教育委員会事務局・その他部局)及び市(総務部・建設部・保健福祉部・各支所)は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</u> 2 <b>防災教育・訓練の充実</b> 市(保健福祉部・各支所)は、要配慮者利用施設の管理責任者に対し、	<b>第4節 避難行動要支援者対策</b> 第1 (略) 第2 地域における避難行動要支援者に対する安全性の確保 (略) 1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成 (1)～(3) (略) 3～9 (略) <b>第3 要配慮者利用施設等における安全性の確保</b> 1 _____土砂災害警戒区域等の情報提供等 <u>市(総務部・建設部・保健福祉部・各支所)は、県と連携、協力して、土砂災害を受けるおそれのある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)の管理責任者に対し、土砂災害警戒区域等、避難場所、土砂災害の前兆現象の情報を提供し、警戒避難体制を確立するなど防災体制の整備促進に努める。</u> 2 <b>防災教育・訓練の充実</b> 市(保健福祉部・各支所)は、要配慮者利用施設の管理責任者に対し、

該当部分	修正案	現 行
	<p>非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど震災時の避難対策を推進するよう指導する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 在市外国人に対する対策</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <b>災害時における外国人への情報提供</b></p> <p>市(企画部)は、災害時に実施する外国人支援施策及び災害情報をなるべく多くの言語で発信するよう努める。また、必要に応じて県(産業労働観光部)及び(公財)栃木県国際交流協会等と連携し、災害時における適切な支援を行う。</p>	<p>職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど震災時の避難対策を推進するよう指導する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 在市外国人に対する対策</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <b>災害時外国人サポーターの確保</b></p> <p>市(企画部)は、那須塩原市国際交流協会との連携を図り、在市外国人(日本語の理解が十分でない者)に対して、災害時に適切な情報提供及び支援を行うため、災害時外国人サポーター(通訳・翻訳等ボランティア)等の外国人支援者の確保と速やかに動員できる体制づくりに努める。</p> <p>県(産業労働観光部)及び(公財)栃木県国際交流協会は、災害時に市が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。</p>
<p>第1章 第5節</p>	<p><b>第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</b></p> <p>第1 食料、生活必需品の備蓄</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <b>備蓄体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>○備蓄品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料等 インスタント米、_____缶詰、ペットボトル水等</li> <li>・生活必需品 毛布、タオル、トイレトペーパー、医薬品、簡易トイレ等</li> <li>・避難行動要支援者用 粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、車いす、杖、身障者用ポータブルトイレ、紙おむつ(大人用・子ども用)等</li> <li>・その他 発電機、投光器、暖房器具、燃料、段ボールベ</li> </ul>	<p><b>第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</b></p> <p>第1 食料、生活必需品の備蓄</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <b>備蓄体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>○備蓄品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料等 インスタント米、<u>乾パン</u>、缶詰、ペットボトル水等</li> <li>・生活必需品 毛布、タオル、トイレトペーパー、医薬品、簡易トイレ等</li> <li>・避難行動要支援者用 粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、車いす、杖、身障者用ポータブルトイレ、紙おむつ(大人用・子ども用)等</li> <li>・その他 発電機、投光器、暖房器具、燃料_____</li> </ul>

該当部分	修正案	現行								
	ツド等	___等								
	4～7 (略) 第2～第6 (略)	4～7 (略) 第2～第6 (略)								
第1章 第6節	<b>第6節 震災に強いまちづくり</b> (略)	<b>第6節 震災に強いまちづくり</b> (略)								
第1章 第7節	<b>第7節 地盤災害予防対策</b> (略)	<b>第7節 地盤災害予防対策</b> (略)								
第1章 第8節	<b>第8節 農林業関係災害予防対策</b> (略)	<b>第8節 農林業関係災害予防対策</b> (略)								
第1章 第9節	<b>第9節 地震情報収集体制の整備</b> (略)	<b>第9節 地震情報収集体制の整備</b> (略)								
第1章 第10節	<b>第10節 情報通信・放送網の整備</b> 第1 (略) 第2 整備する情報通信機器等 1～4 (略) 5 電話応答システム <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>電話番号</td> <td>0287-23-7452</td> </tr> </table> 6～8 (略) 第3 栃木県防災行政ネットワーク (略) ○栃木県防災行政ネットワークの概要 (略) ・県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関106箇所を衛星系及び移動系で整備している。 (略) 第4 (略)	電話番号	0287-23-7452	<b>第10節 情報通信・放送網の整備</b> 第1 (略) 第2 整備する情報通信機器等 1～4 (略) 5 電話応答システム <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>黒磯地区内情報</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>0287-62-8891</td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td>0287-62-8874</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">※西那須野・塩原地区については、設定なし</p> 6～8 (略) 第3 栃木県防災行政ネットワーク (略) ○栃木県防災行政ネットワークの概要 (略) ・県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関128箇所を衛星系及び移動系で整備している。 (略) 第4 (略)		黒磯地区内情報	電話番号	0287-62-8891	FAX番号	0287-62-8874
電話番号	0287-23-7452									
	黒磯地区内情報									
電話番号	0287-62-8891									
FAX番号	0287-62-8874									
第1章	<b>第11節 避難体制の整備</b>	<b>第11節 避難体制の整備</b>								

該当部分	修正案	現行
第11節	<p>震災発生時に危険区域にいる住民及び旅館、ホテル等の利用者や帰宅困難者等を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導體制や避場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。</p> <p><u>また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識とともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。</u></p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 福祉避難所の指定</p> <p>(1) 市(保健福祉部)は、<u>避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な避難行動要支援者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 指定避難所の整備</p> <p>(略)</p> <p>○整備に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <p>・外国人(日本語の理解が十分でない者)の避難に資するため、案内板等の外国語化や多言語表示シートの整備、<u>マークの共通化</u>等に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 避難所管理・運営体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定管理者等との役割分担の明確化</p> <p><u>市(総務部・保健福祉部・教育委員会事務局教育部)は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。</u></p>	<p>震災発生時に危険区域にいる住民及び旅館、ホテル等の利用者や帰宅困難者等を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導體制や避場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。</p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 福祉避難所の指定</p> <p>(1) 市(保健福祉部)は、<u>一般の指定避難所</u>では生活することが困難な避難行動要支援者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 指定避難所の整備</p> <p>(略)</p> <p>○整備に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <p>・外国人(日本語の理解が十分でない者)の避難に資するため、案内板等の外国語化や多言語表示シートの整備 _____ 等に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 避難所管理・運営体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p>

該当部分	修正案	現行
	<p><b>5 専門家等との情報交換</b>  市（保健福祉部）及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>第5（略）</p>	<p>第5（略）</p>
<p>第1章 第1.2節</p>	<p><b>第1.2節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備</b>  第1（略）  <b>第2 消防力の強化</b>  <b>1 組織の充実強化</b>  市（総務部・各支所）及び消防本部等は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、<u>消防団員の減少やサラリーマン化をはじめ、一部では高齢化の問題を抱えている消防団について、団員の確保と資質の向上を図るほか、機能別消防団員及び女性消防団員の加入を推進し、平日の日中時間帯における人員確保に努める。</u></p> <p>2～5（略）  第3（略）</p>	<p><b>第1.2節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備</b>  第1（略）  <b>第2 消防力の強化</b>  <b>1 組織の充実強化</b>  市（総務部・各支所）及び消防本部等は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、<u> 団員の減少やサラリーマン化をはじめ、一部では高齢化の問題を抱えている消防団について、団員の確保と資質の向上を図るほか、機能別 団員及び女性 団員の加入を推進し、平日の日中時間帯における人員確保に努める。</u></p> <p>2～5（略）  第3（略）</p>
<p>第1章 第1.3節</p>	<p><b>第1.3節 医療救護・防疫体制の整備</b>  （略）</p>	<p><b>第1.3節 医療救護・防疫体制の整備</b>  （略）</p>
<p>第1章 第1.4節</p>	<p><b>第1.4節 防災拠点の整備</b>  （略）</p>	<p><b>第1.4節 防災拠点の整備</b>  （略）</p>
<p>第1章 第1.5節</p>	<p><b>第1.5節 建築物等災害予防対策</b>  第1（略）  <b>第2 民間建築物の耐震性の強化促進</b>  <b>1 耐震診断、耐震改修等の促進指導</b>  （略）  ○那須塩原市建築物耐震改修促進計画の概要  ① 耐震化率の目標値設定  <u>令和2年度耐震目標</u>  （略）  ②（略）</p>	<p><b>第1.5節 建築物等災害予防対策</b>  第1（略）  <b>第2 民間建築物の耐震性の強化促進</b>  <b>1 耐震診断、耐震改修等の促進指導</b>  （略）  ○那須塩原市建築物耐震改修促進計画の概要  ① 耐震化率の目標値設定  <u>平成32年度耐震目標</u>  （略）  ②（略）</p>

該当部分	修正案	現行
	2・3 (略) 第3～第7 (略)	2・3 (略) 第3～第7 (略)
第1章 第16節	<b>第16節 公共施設等災害予防対策</b> 第1 (略) 第2 上水道施設 (略) (1)・(2) (略) (3) 水道水の確保 浄水及び配水施設の耐震化等適切な維持管理を図り、 _____水道水の安定供給を継続できるよ うにする。 (4)～(8) (略) 第3・第4 (略)	<b>第16節 公共施設等災害予防対策</b> 第1 (略) 第2 上水道施設 (略) (1)・(2) (略) (3) 水道水の確保 浄水及び配水施設の耐震化等適切な維持管理を図るほか、 <u>流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、</u> 水道水の安定供給を継続できるよ うにする。 (4)～(8) (略) 第3・第4 (略)
第1章 第17節	<b>第17節 危険物施設等災害予防対策</b> (略)	<b>第17節 危険物施設等災害予防対策</b> (略)
第1章 第18節	<b>第18節 文教施設等災害予防対策</b> (略)	<b>第18節 文教施設等災害予防対策</b> (略)
第1章 第19節	<b>第19節 防災関係機関相互応援体制の整備</b> 第1 (略) 第2 消防広域応援体制の整備 1 県内消防相互応援体制の整備 (1) (略) (2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化 消防本部は、特殊災害消防相互応援協定に基づく応援に具体性を持たせるため、県(県民生活部)が平成30年 _____ 4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。 また、応援要請方法、応援出動方法等災害発生時の対応について、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。	<b>第19節 防災関係機関相互応援体制の整備</b> 第1 (略) 第2 消防広域応援体制の整備 1 県内消防相互応援体制の整備 (1) (略) (2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化 消防本部は、特殊災害消防相互応援協定に基づく応援に具体性を持たせるため、県(県民生活部)と <u>県消防長会</u> で平成16年4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。 また、応援要請方法、応援出動方法等災害発生時の対応について、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

該当部分	修正案	現行
	<p>(3) (略)</p> <p><b>2 緊急消防援助隊の受援体制の整備</b></p> <p>県(県民生活部)及び消防本部は、相互に協力して、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努める。</p> <p>また、消防本部は、平成30年度に策定された「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県(県民生活部)との連携のもと県外からの緊急消防援助隊が市長等の指揮の下円滑に活動できる体制の確保を図る。</p> <p><b>第3 (略)</b></p>	<p>(3) (略)</p> <p><b>2 緊急消防援助隊の受援体制の整備</b></p> <p>県(県民生活部)及び消防本部は、相互に協力して、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努める。</p> <p>また、消防本部は、平成20年度に策定された「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県(県民生活部)との連携のもと県外からの緊急消防援助隊が市長等の指揮の下円滑に活動できる体制の確保を図る。</p> <p><b>第3 (略)</b></p>
第1章 第20節	<b>第20節 孤立集落災害予防対策</b> (略)	<b>第20節 孤立集落災害予防対策</b> (略)
第2章 第1節	<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 災害警戒本部(Ⅰ)等の設置</b></p> <p>市(総務部)は、市内いずれかの観測地点において震度5弱の地震が発生した場合は、初動体制のとおり災害警戒本部(Ⅰ)及び災害警戒現地本部(Ⅰ)を設置し、次の災害対策業務を実施する。災害警戒本部(Ⅰ)の責任者(以下「警戒本部長」という。)は、総務部長とする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>第3 災害警戒本部(Ⅱ)等の設置</b></p> <p>市(総務部)は、市内いずれかの観測地点において震度5強の地震が発生した場合は、初動体制のとおり災害警戒本部(Ⅱ)及び災害警戒現地本部(Ⅱ)を設置し、次の災害対策業務を実施する。災害警戒本部(Ⅱ)の責任者(警戒本部長)は、総務部長とする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>第4 (略)</b></p>	<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 災害警戒本部(Ⅰ)等の設置</b></p> <p>市(総務部)は、市内いずれかの観測地点において震度4の地震が発生した場合は、初動体制のとおり災害警戒本部(Ⅰ)及び災害警戒現地本部(Ⅰ)を設置し、次の災害対策業務を実施する。災害警戒本部(Ⅰ)の責任者(以下「警戒本部長」という。)は、総務部長とする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>第3 災害警戒本部(Ⅱ)等の設置</b></p> <p>市(総務部)は、市内いずれかの観測地点において震度5(弱・強)の地震が発生した場合は、初動体制のとおり災害警戒本部(Ⅱ)及び災害警戒現地本部(Ⅱ)を設置し、次の災害対策業務を実施する。災害警戒本部(Ⅱ)の責任者(警戒本部長)は、総務部長とする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>第4 (略)</b></p>
第2章 第2節	<b>第2節 情報の収集・伝達および通信確保対策</b> 第1～第4 (略)	<b>第2節 情報の収集・伝達および通信確保対策</b> 第1～第4 (略)

該当部分	修正案	現行																																																																												
	<p><b>第5 通信手段の種類</b> (略)</p> <table border="1" data-bbox="347 272 1149 1174"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通信手段</th> <th rowspan="2">説明等</th> <th colspan="3">配置と電話番号等</th> </tr> <tr> <th>本庁</th> <th>西那須野支所</th> <th>塩原支所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政ネットワーク</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT災害時優先電話</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT特設公衆電話</td> <td>災害時に優先的に発信できる電話設備。</td> <td colspan="3">災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として53施設138回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。</td> </tr> <tr> <td>NTTドコモ災害時優先電話</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話(イリジウム)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6 (略)</b></p>	通信手段	説明等	配置と電話番号等			本庁	西那須野支所	塩原支所	県防災行政ネットワーク	(略)	(略)	(略)	(略)	市防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT災害時優先電話	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT特設公衆電話	災害時に優先的に発信できる電話設備。	災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として53施設138回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。			NTTドコモ災害時優先電話	(略)	(略)			衛星携帯電話(イリジウム)	(略)	(略)			<p><b>第5 通信手段の種類</b> (略)</p> <table border="1" data-bbox="1214 272 2016 1174"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通信手段</th> <th rowspan="2">説明等</th> <th colspan="3">配置と電話番号等</th> </tr> <tr> <th>本庁</th> <th>西那須野支所</th> <th>塩原支所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政ネットワーク</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT災害時優先電話</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT特設公衆電話</td> <td>災害時に優先的に発信できる電話設備。</td> <td colspan="3">災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として38施設108回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。</td> </tr> <tr> <td>NTTドコモ災害時優先電話</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話(イリジウム)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6 (略)</b></p>	通信手段	説明等	配置と電話番号等			本庁	西那須野支所	塩原支所	県防災行政ネットワーク	(略)	(略)	(略)	(略)	市防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT災害時優先電話	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT特設公衆電話	災害時に優先的に発信できる電話設備。	災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として38施設108回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。			NTTドコモ災害時優先電話	(略)	(略)			衛星携帯電話(イリジウム)	(略)	(略)		
通信手段	説明等			配置と電話番号等																																																																										
		本庁	西那須野支所	塩原支所																																																																										
県防災行政ネットワーク	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
市防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
NTT災害時優先電話	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
NTT特設公衆電話	災害時に優先的に発信できる電話設備。	災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として53施設138回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。																																																																												
NTTドコモ災害時優先電話	(略)	(略)																																																																												
衛星携帯電話(イリジウム)	(略)	(略)																																																																												
通信手段	説明等	配置と電話番号等																																																																												
		本庁	西那須野支所	塩原支所																																																																										
県防災行政ネットワーク	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
市防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
NTT災害時優先電話	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
NTT特設公衆電話	災害時に優先的に発信できる電話設備。	災害発生時に指定避難所となる小中学校を中心として38施設108回線を整備。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用する。発信のみ可能。																																																																												
NTTドコモ災害時優先電話	(略)	(略)																																																																												
衛星携帯電話(イリジウム)	(略)	(略)																																																																												
第2章 第3節	<b>第3節 相互応援協力・派遣要請</b> (略)	<b>第3節 相互応援協力・派遣要請</b> (略)																																																																												
第2章 第4節	<b>第4節 災害救助法の適用</b> 第1・第2 (略) 第3 災害救助法に基づく救助の種類	<b>第4節 災害救助法の適用</b> 第1・第2 (略) 第3 災害救助法に基づく救助の種類																																																																												



該当部分	修正案	現 行																				
	(略) ア 避難所の設置_____ イ～ソ (略) _____ <b>第4 (略)</b>	(略) ア 避難所の設置及び収容 イ～ソ (略) タ 応急救助のための労力 <b>第4 (略)</b>																				
第2章 第5節	<b>第5節 避難対策</b> <b>第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)</b> <b>1 実施体制</b> <u>避難勧告等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。</u> <table border="1" data-bbox="367 549 1167 1409"> <thead> <tr> <th data-bbox="367 549 495 632">区 分</th> <th data-bbox="495 549 734 632">実 施 者 (根拠法令等)</th> <th data-bbox="734 549 902 632">措 置</th> <th data-bbox="902 549 1167 632">実 施 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 632 495 874">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="495 632 734 874">市長 (災害対策基本法 第56条第1項)</td> <td data-bbox="734 632 902 874">一般住民の避難準備・避難に時間がかか る要配慮者等 の立ち退き開 始の発令</td> <td data-bbox="902 632 1167 874">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 874 495 1078">避難の勧告</td> <td data-bbox="495 874 734 1078">市長 (災害対策基本法 第60条第1項・ 第2項)</td> <td data-bbox="734 874 902 1078">立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示</td> <td data-bbox="902 874 1167 1078">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="495 1078 734 1283">知事 (災害対策基本法 第60条第6項)</td> <td data-bbox="734 1078 902 1283">立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示</td> <td data-bbox="902 1078 1167 1283">災害の発生により市町 がその全部又は大部分 の事務を行うことができなくなったとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="495 1283 734 1409">市長 (災害対策基本法 第60条第1項・</td> <td data-bbox="734 1283 902 1409">立ち退きの指示、 立ち退き先の</td> <td data-bbox="902 1283 1167 1409">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	実 施 者 (根拠法令等)	措 置	実 施 の 基 準	避難準備・高齢者等避難開始	市長 (災害対策基本法 第56条第1項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかか る要配慮者等 の立ち退き開 始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき	避難の勧告	市長 (災害対策基本法 第60条第1項・ 第2項)	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		知事 (災害対策基本法 第60条第6項)	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町 がその全部又は大部分 の事務を行うことができなくなったとき		市長 (災害対策基本法 第60条第1項・	立ち退きの指示、 立ち退き先の	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要	<b>第5節 避難対策</b> <b>第1 実施体制</b> <u>市長が避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う際には、市(総務部)は、必要に応じて県(県民生活部)に対して対策支援を要請する。</u> <u>また、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難の勧告、指示を行うことができないなどの場合は、法令の規定により知事等が避難の指示等を行うものとする。この場合、指示等を行った者は、速やかにその旨を市長に通知する。</u> <u>また、市長は、県知事又は宇都宮地方気象台等の指定地方行政機関の長に対し、当該勧告又は指示若しくは当該警戒区域の設定に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。</u> <b>第2 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定の内容</b> <b>1 避難の勧告及び指示</b> <b>(1) 避難の勧告及び指示の基準</b> <u>災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、今後の気象予報や、河川及び土石砂災害危険箇所 の巡視等の結果などを総合的に判断し、必要な範囲の住民に対して行う。</u> <u>なお、市長は、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示等を、危険の切迫する前に十分な余裕をもって行うものとする。</u> <u>県知事は、市長に対し、避難の勧告、指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難の勧告、指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助</u>
区 分	実 施 者 (根拠法令等)	措 置	実 施 の 基 準																			
避難準備・高齢者等避難開始	市長 (災害対策基本法 第56条第1項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかか る要配慮者等 の立ち退き開 始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																			
避難の勧告	市長 (災害対策基本法 第60条第1項・ 第2項)	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																			
	知事 (災害対策基本法 第60条第6項)	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町 がその全部又は大部分 の事務を行うことができなくなったとき																			
	市長 (災害対策基本法 第60条第1項・	立ち退きの指示、 立ち退き先の	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要																			

該当部分	修正案			現 行								
	避難の指示等	第2項	指示	と認められ、急を要するとき	<p>言を行うものとする。</p> <p>なお、市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>ア 洪水のおそれがあるとき</p> <p>イ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害発生のおそれがあると判断したとき</p> <p>ウ なだれのおそれがあるとき</p> <p>エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき</p> <p>オ その他特に必要があると認められるとき</p> <p>〈資料編2-46 避難勧告等の判断・伝達マニュアル〉</p>							
		知事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町 がその全部又は大部分 の事務を行うことがで きなくなったとき	<p>(2) 避難の勧告及び指示の内容</p> <p>市長その他の避難指示等実施機関（県、警察、自衛隊）は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。</p> <p>ア 避難対象地域</p> <p>イ 避難先</p> <p>ウ 避難経路</p> <p>エ 避難の理由</p> <p>オ 避難時の注意事項</p> <p>カ その他の必要事項</p>							
		知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法 第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著し い危険が切迫している と認められるとき	<p>(3) 避難の勧告及び指示の種類</p> <p>法令に基づく避難の勧告及び指示の種類は、次表のとおりである。</p>							
		知事、その命を受けた職員又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険 が切迫していると認め られるとき	<p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。</p>							
		警察官 〔災害対策基本法 第61条第1項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市町長が立ち退きを指 示することができない とき又は市町長から要 求があったとき	<p>なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。</p>							
		警察官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危 険を及ぼすおそれのある 天災など、危険がある 場合において、危害を 受けるおそれのある者 に対して、特に急を要 するとき	<table border="1" data-bbox="1211 1369 2033 1409"> <tr> <td>区 分</td> <td>実 施 者</td> <td>措 置</td> <td>実 施 の 基 準</td> </tr> </table>				区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
		区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準							
自衛官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にい ない場合に限り、自衛官 は警察官職務執行法第 4条の避難の措置をと る										

該当部分	修正案	現 行																											
	<p><b>2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</b></p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>  市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、以下の避難情報を発令する。  なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。  市長は、避難勧告等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>  避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。  その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。</p> <p>イ <u>避難勧告</u>  指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を勧告する。近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も含む。</p> <p>ウ <u>避難指示（緊急）</u>  急を要すると認めるときに、避難のための立退きを指示する。必ず発令するものではなく、地域の実情に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合などに発令し、災害が発生するおそれが極めて高い状況等であることを踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急の避難を指示する。</p> <p>〈資料編 2-46 避難勧告等の判断・伝達マニュアル〉</p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="1218 197 2045 237">(根拠法令等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 237 1346 432" rowspan="2">避難の勧告</td> <td data-bbox="1346 237 1603 432">市町村長 (災害対策基本法 第60条第1項・第2項)</td> <td data-bbox="1603 237 1778 432">立ち退きの勧告、立ち退き先の指示</td> <td data-bbox="1778 237 2045 432">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 432 1603 627">知事 (災害対策基本法 第60条第6項)</td> <td data-bbox="1603 432 1778 627">立ち退きの勧告、立ち退き先の指示</td> <td data-bbox="1778 432 2045 627">災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 627 1346 1420" rowspan="4">避難の指示等</td> <td data-bbox="1346 627 1603 821">市町村長 (災害対策基本法 第60条第1項 第2項)</td> <td data-bbox="1603 627 1778 821">立ち退きの指示、立ち退き先の指示</td> <td data-bbox="1778 627 2045 821">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 821 1603 1016">知事 (災害対策基本法 第60条第6項)</td> <td data-bbox="1603 821 1778 1016">立ち退きの指示、立ち退き先の指示</td> <td data-bbox="1778 821 2045 1016">災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 1016 1603 1179">知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)</td> <td data-bbox="1603 1016 1778 1179">立ち退きの指示</td> <td data-bbox="1778 1016 2045 1179">地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 1179 1603 1342">知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)</td> <td data-bbox="1603 1179 1778 1342">立ち退きの指示</td> <td data-bbox="1778 1179 2045 1342">洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 1342 1603 1420">警察官 (災害対策基本法)</td> <td data-bbox="1603 1342 1778 1420">立ち退きの指示、立ち退き</td> <td data-bbox="1778 1342 2045 1420">市町村長が立ち退きを指示することがで</td> </tr> </tbody> </table>	(根拠法令等)				避難の勧告	市町村長 (災害対策基本法 第60条第1項・第2項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき	知事 (災害対策基本法 第60条第6項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	避難の指示等	市町村長 (災害対策基本法 第60条第1項 第2項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき	知事 (災害対策基本法 第60条第6項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	警察官 (災害対策基本法)	立ち退きの指示、立ち退き	市町村長が立ち退きを指示することがで
(根拠法令等)																													
避難の勧告	市町村長 (災害対策基本法 第60条第1項・第2項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																										
	知事 (災害対策基本法 第60条第6項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき																										
避難の指示等	市町村長 (災害対策基本法 第60条第1項 第2項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき																										
	知事 (災害対策基本法 第60条第6項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき																										
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき																										
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき																										
警察官 (災害対策基本法)	立ち退きの指示、立ち退き	市町村長が立ち退きを指示することがで																											

該当部分	修正案	現 行																																	
	<p>市町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令を行う。</p> <p>ア 避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難経路 エ 避難の理由 オ 避難時の注意事項 カ その他の必要事項</p> <p><b>3 警戒区域の設定</b></p> <p>(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い 避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。</p> <p>(2) 実施体制 警戒区域の設定は各法律により定めるとおり下表の者が実施する。</p> <table border="1" data-bbox="383 863 1167 1428"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施者 (根拠法令等)</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>市長 (災害対策基本法 第63条第1項)</td> <td>立ち入りの制限、禁止、退去命令</td> <td>災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>水防団長、水防団員、消防職員 (水防法第21条 第1項)</td> <td>立ち入りの制限、禁止、退去命令</td> <td>水防上緊急の必要がある場合</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>消防吏員、消防団員 (消防法第28条)</td> <td>立ち入りの制限、禁止、</td> <td>火災の現場、水災を除く災害</td> </tr> </tbody> </table>		実施者 (根拠法令等)	措置	実施の基準	(1)	市長 (災害対策基本法 第63条第1項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき	(2)	水防団長、水防団員、消防職員 (水防法第21条 第1項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合	(3)	消防吏員、消防団員 (消防法第28条)	立ち入りの制限、禁止、	火災の現場、水災を除く災害	<table border="1" data-bbox="1216 193 2033 826"> <tbody> <tr> <td>第61条第1項</td> <td>き先の指示</td> <td>きないとき又は市町村長から要求があったとき</td> </tr> <tr> <td>警察官 (警察官職務執行法第4条)</td> <td>警告、避難の措置</td> <td>人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危険を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき</td> </tr> <tr> <td>自衛官 自衛隊法 (第94条第1項)</td> <td>警告、避難の措置</td> <td>警察官がその場に行かない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 警戒区域の設定</b></p> <p>(1) 警戒区域の設定と避難の勧告・指示の違い 避難の勧告及び指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われるところに違いがある。 また、警戒区域の設定は、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行うものであり、違反者に対して罰則規定がある（避難指示には罰則規定はない）。</p> <p>(2) 警戒区域の種類 法令に基づく警戒区域の設定の種類は、次表のとおりである。 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 1377 2033 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>実 施 者</th> <th>措 置</th> <th>実 施 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第61条第1項	き先の指示	きないとき又は市町村長から要求があったとき	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危険を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき	自衛官 自衛隊法 (第94条第1項)	警告、避難の措置	警察官がその場に行かない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる		実 施 者	措 置	実 施 の 基 準				
	実施者 (根拠法令等)	措置	実施の基準																																
(1)	市長 (災害対策基本法 第63条第1項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき																																
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 (水防法第21条 第1項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合																																
(3)	消防吏員、消防団員 (消防法第28条)	立ち入りの制限、禁止、	火災の現場、水災を除く災害																																
第61条第1項	き先の指示	きないとき又は市町村長から要求があったとき																																	
警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危険を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき																																	
自衛官 自衛隊法 (第94条第1項)	警告、避難の措置	警察官がその場に行かない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる																																	
	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準																																

該当部分	修正案				現 行			
<p>第2 避難勧告等の周知・誘導</p> <p>第3 避難所の開設、運営</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) (略)</p>		<p>第1項、 第36条第8項</p>	<p>退去命令</p>		<p>第3 避難勧告等の周知・誘導</p> <p>第4 避難所の開設、運営</p> <p>1 避難所の開設</p>			
	<p>(4) 警察官 (災害対策基本法 第63条第2項 他)</p>	<p>立ち入りの 制限、禁止、 退去命令</p>	<p>(1)、(2)、(3)の実施者が現 場にいらない場合、又は依頼 された場合</p>			<p>(1) 市町村長 (災害対策基本法 第63条第1項)</p>	<p>立ち入りの 制限、禁止、 退去命令</p>	<p>災害が発生し、又はま さに発生しようとし ている場合で、生命、 身体に対する危険防 止のため特に必要と 認められるとき</p>
	<p>(5) 自衛隊法第83条第 2項の規定により災 害派遣を命じられた 部隊等の自衛官 (災害対策基本法 第63条第3項)</p>	<p>立ち入りの 制限、禁止、 退去命令</p>	<p>(1)、(4)の実施者がその場 にいらない場合に限り、自衛 官は災害対策基本法第63 条第1項の措置をとる</p>		<p>(2) 水防団長、水防団 員、消防機関に属す る者 (水防法第21条第 1項)</p>	<p>立ち入りの 制限、禁止、 退去命令</p>	<p>水防上緊急の必要が ある場合</p>	
					<p>(3) 消防吏員、消防団員 (消防法第28条第 1項、 第36条第8項)</p>	<p>立ち入りの 制限、禁止、 退去命令</p>	<p>火災その他の災害(水 災を除く。)の現場に おける消防警戒区域 の設定</p>	
					<p>(4) 警察官 (災害対策基本法 第63条第2項 他)</p>	<p>立ち入りの 制限、禁止、 退去命令</p>	<p>(1)、(2)、(3)の実施者が 現場にいらない場合、又 は実施者から依頼さ れた場合</p>	
					<p>(5) 自衛隊法第83条 第2項の規定によ り災害派遣を命じ られた部隊等の自 衛官 (災害対策基本法 第63条第3項)</p>	<p>立ち入りの 制限、禁止、 退去命令</p>	<p>(1)、(4)の実施者がその 場にいらない場合に限 り、自衛官は災害対策 基本法第63条第1 項の措置をとる</p>	

該当部分	修正案	現行
	<p>(2) 市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部・各支所）は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じて安全が確保できる避難所を選定し、速やかな開設に努める。避難行動要支援者については、必要に応じて介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。<u>避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u>さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、<u>旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 災害救助法による実施基準</p> <p>災害救助法が適用され、同法第13条により県がその事務を市（保健福祉部）に委任した場合の避難所の供与は、次の基準により実施する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内容</p> <p>災害救助法による避難所の供与に当たっては、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、施設の破損などにより、<u>適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部・各支所）は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じて安全が確保できる避難所を選定し、速やかな開設に努める。</p> <p><u>また、避難行動要支援者については、必要に応じて介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。</u></p> <hr/> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 災害救助法による実施基準</p> <p>災害救助法が適用され、同法第13条により県がその事務を市（保健福祉部）に委任した場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内容</p> <p>災害救助法による避難所の供与に当たっては、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、施設の破損などにより、<u>適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営する。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
第2章 第6節	第6節 災害警備活動 (略)	第6節 災害警備活動 (略)
第2章 第7節	第7節 救急・救助・消火活動 第1～第4 (略) 第5 消防相互応援等 1 栃木県広域消防応援隊	第7節 救急・救助・消火活動 第1～第4 (略) 第5 消防相互応援等 1 栃木県広域消防応援隊

該当部分	修正案	現行
	<p>(略)</p> <p>(1) 第一次応援体制 一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。</p> <hr/> <p>要請手続：消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、<u>幹事消防本部代行（塩谷行政組合消防本部）</u>に応援要請する。</p> <p>(2) 第二次応援体制 一つの消防機関を県内の消防機関が応援する体制。</p> <hr/> <p>要請手続：①消防本部消防長は、<u>幹事消防本部代行及び代表消防機関（宇都宮市消防局）</u>と調整し、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、<u>県（県民生活部）及び代表消防機関</u>に応援要請する。 ②要請を受けた<u>県が、県内消防機関に</u>連絡する。</p> <p>2 (略) 第6～第8 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 第一次応援体制 <u>受援消防機関（災害を受け栃木県広域消防応援隊による応援を受ける消防機関をいう。以下同じ。）の出動要請に対し、地区内の他の消防機関が応援出動する体制。</u></p> <p>要請手続：消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、<u>受援地区代表消防機関代行</u>に応援要請する。</p> <p>(2) 第二次応援体制 <u>受援消防機関の出動要請に対し、県内の他の地区の消防機関が応援出動する体制。</u></p> <p>要請手続：①消防本部消防長は、<u>市</u>市長及び那須地区消防組合長に報告の上、<u>代表消防機関（宇都宮市消防局）及び県（県民生活部）</u>に応援要請する。 ②要請を受けた<u>県は、各地区代表消防機関の長に</u>連絡する。</p> <p>2 (略) 第6～第8 (略)</p>
第2章 第8節	<b>第8節 医療救護活動</b> (略)	<b>第8節 医療救護活動</b> (略)
第2章 第9節	<b>第9節 二次災害防止活動</b> (略)	<b>第9節 二次災害防止活動</b> (略)
第2章 第10節	<b>第10節 緊急輸送活動</b> (略)	<b>第10節 緊急輸送活動</b> (略)
第2章 第11節	<b>第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動</b> 第1 食料の調達・供給 1～4 (略) 5 災害救助法による実施基準 (略)	<b>第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動</b> 第1 食料の調達・供給 1～4 (略) 5 災害救助法による実施基準 (略)

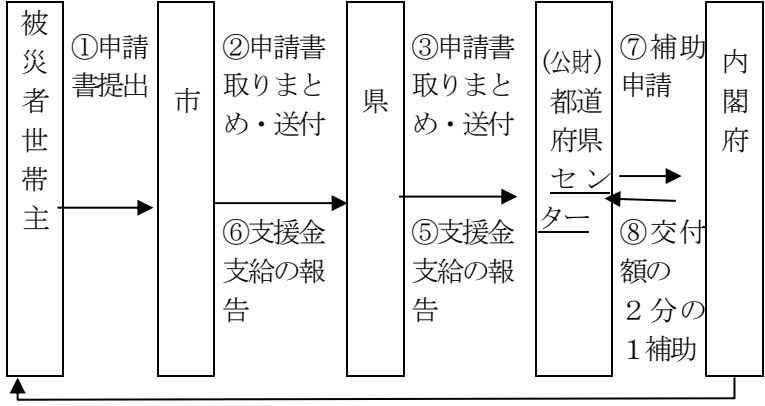
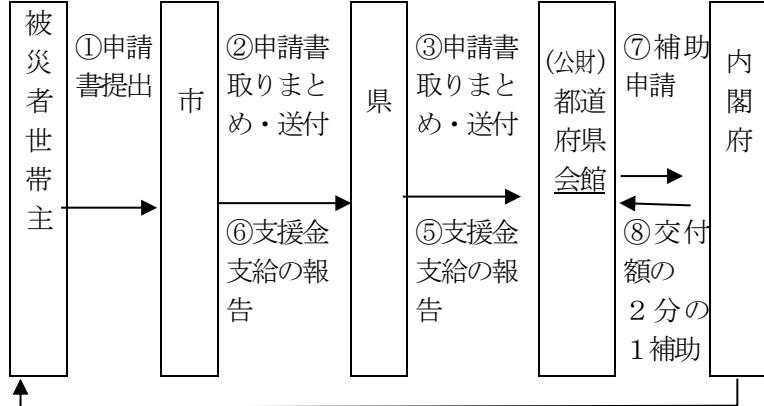
該当部分	修 正 案	現 行
	<p>(1) 対象  災害救助法による食品の給与の対象は、次のいずれかに該当する者とする。  ア 避難所に避難している者  イ 住家に被害を受け、現に炊事のできない者  ウ <u>災害により現に炊事のできない者</u>  —  —</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 生活必需品等の供給</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害救助法による実施基準  (略)</p> <p>(1) 対象  災害救助法による生活必需品の給(貸)与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者等に対して行う。</p> <p>(2) 内容  ア 給(貸)与品目  災害救助法による生活必需品の給(貸)与は、被害の実情に応じ、<u>おおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</u>  ア～ク (略)  イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(1) 対象  災害救助法による食品の給与の対象は、次のいずれかに該当する者とする。  ア 避難所に収容された者  イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者  ウ <u>住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者</u>  エ <u>旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 生活必需品等の供給</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害救助法による実施基準  (略)</p> <p>(1) 対象  災害救助法による生活必需品の給(貸)与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、<u>直ちに日常生活を営むことが困難な者等に対して行う。</u></p> <p>(2) 内容  ア 給(貸)与品目  災害救助法による生活必需品の給(貸)与は、被害の実情に応じ、<u>                  </u>次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。  ア～ク (略)  イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
第2章 第12節	第12節 農林業関係対策 (略)	第12節 農林業関係対策 (略)
第2章 第13節	第13節 保健衛生活動 第1・第2 (略)	第13節 保健衛生活動 第1・第2 (略)



該当部分	修正案	現 行
	<p><b>第3 動物取扱対策</b></p> <p><b>1 動物保護管理対策</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 飼い主が実施する対策</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 飼い主は、災害発生時に動物を<u>同行</u>して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第3 動物取扱対策</b></p> <p><b>1 動物保護管理対策</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 飼い主が実施する対策</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 飼い主は、災害発生時に動物を<u>同伴</u>して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>2 (略)</p>
第2章 第14節	<b>第14節 障害物等除去活動</b> (略)	<b>第14節 障害物等除去活動</b> (略)
第2章 第15節	<b>第15節 廃棄物等処理活動</b> (略)	<b>第15節 廃棄物等処理活動</b> (略)
第2章 第16節	<b>第16節 文教対策</b> (略)	<b>第16節 文教対策</b> (略)
第2章 第17節	<p><b>第17節 住宅応急対策</b></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p><b>第3 災害救助法による実施基準</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災住宅の応急修理 (略)</p> <p>(1) 対象</p> <p>災害救助法による被災住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><b>第17節 住宅応急対策</b></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p><b>第3 災害救助法による実施基準</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災住宅の応急修理 (略)</p> <p>(1) 対象</p> <p>災害救助法による被災住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、<u>自らの資力では応急修理をすることができない者に対して実施されるものを対象とする。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>
第2章	<b>第18節 労務供給対策</b>	<b>第18節 労務供給対策</b>

該当部分	修 正 案	現 行
第18節	<p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法による実施基準 (略)</p> <p>1 対象 災害救助法による確保の要員の対象は、次に掲げる活動に要する労働者で、市（総務部）が雇用する者とする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2)～(7) (略)</p> <p>_____</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法による実施基準 (略)</p> <p>1 対象 災害救助法による確保の要員の対象は、次に掲げる活動に要する労働者で、市（総務部）が雇用する者とする。 (1) 被災者の避難 _____ (2)～(7) (略) (8) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>2・3 (略)</p>
第2章 第19節	<p>第19節 公共施設等応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ライフライン関係施設の対策</p> <p>1 上水道施設 (1) (略) (2) 応急措置 ア 工事業者への協力依頼 市（上下水道部）は、被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。 _____ _____</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 河川管理施設等の対策</p> <p>1 水防機関の監視、警戒活動 (1) (略) (2) 出動及び水防作業 ア・イ (略) ウ 消防機関 ア (略) イ 準備</p>	<p>第19節 公共施設等応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ライフライン関係施設の対策</p> <p>1 上水道施設 (1) (略) (2) 応急措置 ア 工事業者への協力依頼 市（上下水道部）は、被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。なお、主要施設については、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。 イ～エ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 河川管理施設等の対策</p> <p>1 水防機関の監視、警戒活動 (1) (略) (2) 出動及び水防作業 ア・イ (略) ウ 消防機関 ア (略) イ 準備</p>

該当部分	修正案	現 行
	<p>a (略)</p> <p>b 水防団長(消防団長)は、水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ<u>水防団員(消防団員)</u>を派遣し、水門等の開閉準備をする。</p> <p>㊦ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>a (略)</p> <p>b 水防団長(消防団長)は、水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ<u>      </u>団員<u>      </u>を派遣し、水門等の開閉準備をする。</p> <p>㊦ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
第2章 第20節	<b>第20節 危険物施設等応急対策</b> (略)	<b>第20節 危険物施設等応急対策</b> (略)
第2章 第21節	<b>第21節 広報活動</b> (略)	<b>第21節 広報活動</b> (略)
第2章 第22節	<b>第22節 自発的支援の受入</b> (略)	<b>第22節 自発的支援の受入</b> (略)
第2章 第23節	<b>第23節 孤立集落応急対策</b> (略)	<b>第23節 孤立集落応急対策</b> (略)
第3章 第1節	<b>第3章 復旧・復興</b> <b>第1節 復旧・復興の基本的方向の決定</b> (略)	<b>第3章 復旧・復興</b> <b>第1節 復旧・復興の基本的方向の決定</b> (略)
第3章 第2節	<p><b>第2節 民生の安定化対策</b></p> <p>第1～第3 (略)</p> <p><b>第4 被災者生活再建支援制度</b></p> <p>本制度は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、<u>      </u></p> <p><u>      </u></p> <p>都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に寄与する制度である。</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 支給手続</b></p> <p>被災者は、支給申請を市(総務部)に行い、申請書の提出を受けた市(総務部)は関係書類等を確認し、取りまとめの上県(県民生活部)に提出する。</p>	<p><b>第2節 民生の安定化対策</b></p> <p>第1～第3 (略)</p> <p><b>第4 被災者生活再建支援制度</b></p> <p>本制度は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、<u>その自立した生活の開始を支援する制度である。</u></p> <p><u>      </u></p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 支給手続</b></p> <p>被災者は、支給申請を市(総務部)に行い、申請書の提出を受けた市(総務部)は関係書類等を確認し、取りまとめの上県(県民生活部)に提出する。</p>

該当部分	修正案	現 行
	<p>県（県民生活部）は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。</p> <p><b>【支援金支給事務手続】</b></p>  <p>④支援金の支給決定及び支給</p> <p>第5～第7 (略)</p>	<p>県（県民生活部）は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県会館____被災者生活再建支援基金部に提出する。</p> <p><b>【支援金支給事務手続】</b></p>  <p>④支援金の支給決定及び支給</p> <p>第5～第7 (略)</p>
第3章 第3節	第3節 公共施設等災害復旧対策 (略)	第3節 公共施設等災害復旧対策 (略)

## 火災対策編

第1章 第1節	<p><b>第1章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 市民等の防災活動の促進</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地域防災力の強化</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 消防団の活性化</p> <p>市（総務部）及び消防本部等は、火災時には消火、救出救助、避難誘導等を、また、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、<u>消防団員</u>の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。</p>	<p><b>第1章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 市民等の防災活動の促進</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地域防災力の強化</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 消防団の活性化</p> <p>市（総務部）及び消防本部等は、火災時には消火、救出救助、避難誘導等を、また、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、<u>    </u>団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。</p>
------------	---	---

該当部分	修正案	現行
	<p>加えて、昼間時間帯の消防力の低下を防ぐため、機能別消防団員の加入促進を図るほか、女性消防団員の確保等により消防団の活性化に努める。</p> <p>4・5 (略) 第2 被災者生活再</p>	<p>加えて、昼間時間帯の消防力の低下を防ぐため、機能別__団員の加入促進を図るほか、女性__団員の確保等により消防団の活性化に努める。</p> <p>4・5 (略)</p>
第1章 第2節	<p><b>第2節 火災に強いまちづくり</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 火災に強いまちづくり</b></p> <p>(略)</p>
第1章 第3節	<p><b>第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え</b></p> <p>(略)</p>
第2章	<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>(略)</p>
第3章	<p><b>第3章 復旧・復興</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3章 復旧・復興</b></p> <p>(略)</p>
<h2>火山災害対策編</h2>		
第1章 第1節	<p><b>第1章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 市民等の防災活動の促進</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第1章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 市民等の防災活動の促進</b></p> <p>(略)</p>
第1章 第2節	<p><b>第2節 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p>(略)</p>

該当部分	修正案	現行
第1章 第3節	<p><b>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</b></p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 火山現象に関する予報及び警報の発表</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 地域住民等からの通報体制の確立</p> <p>市(総務部)は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市役所、警察署、消防署又は宇都宮地方気象台に通報するよう周知に努める。</p> <p>第5 警戒体制、避難計画等の整備及び住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市における警戒避難体制、避難計画の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>〈資料編4-4 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画〉</p>	<p><b>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</b></p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 火山現象に関する予報及び警報の発表</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 地域住民等からの通報体制の確立</p> <p>市(総務部)は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市役所又は警察署_____に通報するよう周知に努める。</p> <p>第5 警戒体制、避難計画等の整備及び住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市における警戒避難体制、避難計画の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>〈資料編4-4 那須岳の火山活動が活発化した場合の避難計画〉</p>
第2章 第1節	<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 活動体制の確立</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 活動体制の確立</b></p> <p>(略)</p>
第2章 第2節	<p><b>第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策</b></p> <p>第1 火山現象に関する情報の収集・伝達体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 異常現象発見者の通報</p> <p>(1) 次のような異常現象を発見した者は、市(総務部)、<u>県警察又は消防署</u>に通報する。また、可能であれば、併せて宇都宮地方気象台にも通報する。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p><b>第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策</b></p> <p>第1 火山現象に関する情報の収集・伝達体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 異常現象発見者の通報</p> <p>(1) 次のような異常現象を発見した者は、市(総務部) <u>又は警察官</u>に通報する。また、可能であれば、併せて宇都宮地方気象台にも通報する。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 (略)</p>

該当部分	修正案	現行
第2章 第3節	<b>第3節 二次災害防止活動</b> (略)	<b>第3節 二次災害防止活動</b> (略)
第2章 第4節	<b>第4節 災害救助法の適用</b> (略)	<b>第4節 災害救助法の適用</b> (略)
第2章 第5節	<b>第5節 避難対策</b> (略)	<b>第5節 避難対策</b> (略)
第2章 第6節	<b>第6節 救急・救助、医療及び消火活動</b> (略)	<b>第6節 救急・救助、医療及び消火活動</b> (略)
第2章 第7節	<b>第7節 緊急輸送活動</b> (略)	<b>第7節 緊急輸送活動</b> (略)
第2章 第8節	<b>第8節 降灰等対策</b> 第1 農林水産業対策 1 (略) 2 農林水産業降灰対策 (1)~(5) (略) (6) <u>放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、可能な限り降雨等によって火山灰が除去されてから、高刈り等により土や火山灰が混入しないように収穫すること。</u> (7)・(8) (略) 第2 (略)	<b>第8節 降灰等対策</b> 第1 農林水産業対策 1 (略) 2 農林水産業降灰対策 (1)~(5) (略) (6) 畜産業者は、放牧中の家畜を直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。また、刈取期にある飼料作物は、降雨等により火山灰を落としてから収穫するよう努めること。 <hr/> (7)・(8) (略) 第2 (略)
第2章 第9節	<b>第9節 施設・設備の応急対策</b> (略)	<b>第9節 施設・設備の応急対策</b> (略)
第2章 第10節	<b>第10節 広報活動</b> (略)	<b>第10節 広報活動</b> (略)
第3章	<b>第3章 復旧・復興</b> (略)	<b>第3章 復旧・復興</b> (略)
<b>原子力災害対策編</b>		
序章	<b>序章 原子力災害の基本的事項</b> 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、	<b>序章 原子力災害の基本的事項</b> 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、

該当部分	修正案	現行
	<p>放射性物質や放射線の影響が広範囲に及び、本市においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、市内経済や市民生活等に多大な影響を及ぼした。</p> <p>本市には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本市の対応を明確にするため、本編を策定する。</p> <p>計画の目的及び性格は、総論に定めるとおりとするが、本編の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和元年7月3日改訂。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。</p> <p>本章では、原子力災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策を定めるに当たり必要な基本的事項を記載する。</p>	<p>放射性物質や放射線の影響が広範囲に及び、本市においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、市内経済や市民生活等に多大な影響を及ぼした。</p> <p>本市には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本市の対応を明確にするため、本編を策定する。</p> <p>計画の目的及び性格は、総論に定めるとおりとするが、本編の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。_____以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。</p> <p>本章では、原子力災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策を定めるに当たり必要な基本的事項を記載する。</p>
第1章	<b>第1章 災害予防対策</b> (略)	<b>第1章 災害予防対策</b> (略)
第2章	<b>第2章 災害応急対策</b> (略)	<b>第2章 災害応急対策</b> (略)
第3章 第1節	<b>第3章 復旧・復興</b> <b>第1節 市民等の健康管理</b> (略)	<b>第3章 復旧・復興</b> <b>第1節 市民等の健康管理</b> (略)
第3章 第2節	<b>第2節 風評被害対策</b> (略)	<b>第2節 風評被害対策</b> (略)
第3章 第3節	<b>第3節 除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理</b> 第1 (略) 第2 除染の実施 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 除染土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して(※)、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。</u>	<b>第3節 除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理</b> 第1 (略) 第2 除染の実施 (略) (1)～(3) (略)



該当部分	修正案	現行
	<p><u>なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。</u></p> <p><u>除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。</u></p> <p><u>※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会)</u></p> <p><u>なお、当通知の廃棄物については、除染土壌を含む。</u></p> <p><u>① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mS v / 年を超えないようにする。</u></p> <p><u>② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mS v / 年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では、電離放射障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。</u></p> <p><u>③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 μS v / 年以下とする。</u></p> <p><u>(5) 放射性物質等の飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録など、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。</u></p> <p>第3 (略)</p>	<p>(4) 放射性物質等の飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録など、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。</p> <p>第3 (略)</p>
第3章 第4節	<b>第4節 損害賠償請求</b> (略)	<b>第4節 損害賠償請求</b> (略)
第3章 第5節	<b>第5節 各種制限の解除</b> (略)	<b>第5節 各種制限の解除</b> (略)